

第 3 部

新学習指導要領に基づいた教育課程編成の実際

第1節 新学習指導要領に基づいた教育課程編成の実際

(1) 基本情報

学校名：岩手県立盛岡視覚支援学校

所在地：岩手県盛岡市北山1丁目10-1 電話019-624-2986

HPアドレス：<http://www2.iwate-ed.jp/iwp-m/>

障害種：視覚障害

学級及び幼児・児童・生徒数（平成23年5月1日現在）

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	計
学級数	1 (0)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	6 (0)	19 (6)
幼児・児童・生徒数	1 (0)	8 (5)	8 (3)	7 (4)	19 (0)	43 (12)

() は特別学級及び特別学級児童生徒数

教職員数 63名

(2) 本稿における教育課程編成の特色

①学校全体の方針

- ア. 障害の多様化に対応し、各学部共に準ずる教育課程（単一障害対象）と領域・教科を合わせた指導を主とする教育課程（重複障害対象）を編成している。
- イ. 特別学級においては、視覚障害や併せもつ他の障害の程度から各学部間の系統性を踏まえた数種類（Ⅰ類～Ⅲ類）の教育課程を編成している。
- ウ. 準ずる教育課程の自立活動は、2単位時間を位置づけ、児童生徒の障害の実態に即し点字、歩行、触覚による観察（触察）を中心として個別の指導計画のもと学校教育全体を通じて行っている。
- エ. 言語活動の充実を図るため、全学部において朝読書の時間を設定し（理療科においては、課題学習・自主学習）実施している。また、小学部では毎週金曜日の放課後に一般ボランティアによる読み聞かせを実施し、読書意欲の向上に関して効果を上げている。
- オ. 食育教育及び道徳教育については、個別の指導計画と関連づけながら全体計画を作成し、学校教育全体及び教科、領域との関連性を図りながら積極的に推進している。
- カ. 交流及び共同学習は、経験を拡大させ社会性及び人間性を育てるための有効な手段の一つとして、居住地校交流や学校間交流の相手校との話し合いを密にして、計画的に進めている。学校間交流は、双方の学校の児童の教育的ニーズに対応して各学部で組織的・計画的に実施されている。中でも小学部と近隣の仁王小学校との学校間交流は、40年前から継続して行われている。居住地校（園）交流は将来の生活根拠地として地元での活動を通してなお互いに理解し合うことや同年代の幼児児童生徒との関わりを深めることを目的に実施している。

キ、学校行事と地域の町内会事業の関連を図り、教育課程に反映している。毎年、本校を会場に「文化祭・北山まつり」を開催している。あん摩マッサージのボランティア活動を行ったり伝統舞踊指導の支援を受けたりすることを通して、地域と一体になった活動を行っている。外部専門講師による箏曲・音楽・茶道のクラブ活動も行っている。また、理療科においては、医科大学と連携し、解剖実習を年2回病院内で実施したり、治療院や小学校肢体不自由特別支援学級と連携した授業等地域の教育力を活用した活動を行ったりして効果をあげている。

②各学部取組

ア. 幼稚部

- a.教育課程は、幼稚部教育要領に基づいて作成している。健康・表現等の領域毎の時数は設定せず、総合的な力の育成を目指している。各領域の目標等は個別の指導計画に明記し、あそびが学びに無理なくつながるように指導している。
- b.自立活動の時間の学習内容としては、教育要領の5領域と自立活動の領域との関連を図りながら生活経験の拡大、視覚活用・点字の触読のレディネス作り等を行っている。
- c.在籍幼児数、在籍期間等の変動に対応して指導体制を工夫し、実施している。
- d.居住地にある幼稚園との並行通園（学籍は本校）や近隣の保育園との交流を実施し、集団学習の場を作っている。

イ. 小学部

- a.外国語活動においては、教科書に取り上げられている題材は視覚的な教材が多いため、NS（ALT）によるネイティブの英語に触れながら、リスニングを中心として外国語に親しめるよう学習を進めている。
- b.少人数化への対応として、学部全体での集会活動や校外学習等を実施している。
- c.キャリア教育の一環として、通常学級では総合的な学習の時間の中でボランティア活動や社会体験学習を行っている。また、特別学級では、種々の活動の中に作業的な学習内容を取り入れ、将来の社会自立に向けての基礎的スキルの獲得を目指し系統的に指導している。
- d.生活経験の拡大を図ることや、児童の居住地校及び近隣小学校との交流及び共同学習の実施を推進している。仁王小学校との交流及び共同学習は、年間行事計画へ位置づけ、年度当初に児童の実態・ねらいについて担当者の打合せを行い、学習交流、音楽交流に向けて継続的・計画的な取組を行っている。児童の実態に即して、通常学級は単元・題材により教科（国語・生活等）・道徳で、特別学級は教科・領域での交流及び共同学習も実施している。

【特別学級】

児童の発達段階等を考慮して3つの類型の教育課程を編成している。

I 類：おおよそ 3 歳以上の発達年齢の児童を対象として編成している教育課程。知的障害の国語と算数の教科を 1 年生から設定し、高学年に向けて時数を増やしている。

II 類：おおよそ 1 ～ 3 歳の発達年齢の児童で、身辺処理やコミュニケーション能力の育成を目的としている児童のために編成している教育課程。5 年生から教科学習として知的障害の国語・算数の科目を設定している。

III 類：重度重複障害のある児童のために編成している教育課程。日常生活の指導・自立活動を中心としている。

教育課程は以上の 3 類型で編成しているが、音楽・図画工作・体育・生活単元学習・日常生活の指導は、3 類型ともほぼ同じ時数を設け、類型にこだわらず時間割を工夫し、集団学習の場を確保している。

ウ. 中学部

a. 学習指導要領に基づいたキャリア教育は、年 2 回の進路週間に合わせて、総合的な学習の時間に位置づけ取り組んでいる。1 回目の学習では全生徒が高等部、専攻科の授業を参観及び参加し、中学部卒業後の具体的な進路を考えるよい機会となっている。またそれと合わせ働くことを実際に体験する校内実習に取り組んでいる。2 回目は職場での勤労体験をとおして、より将来の職業選択に向けての活動やさらに地域との交流の面でも良い体験となっている。

領域・教科を合わせた指導を主とする特別学級の生徒は生活単元学習から作業学習へと移行する柔軟な時間数を設定し作業学習に取り組んでおり、上記の職場体験実習ではその成果を十分に発揮することができている。

b. 居住地校交流は教科学習や行事への参加等、相手校の理解を得ながら充実した交流となっている。特別学級の生徒も近隣の中学校の特別学級と行事交流を行っており、集団活動での経験拡大に向けた貴重な体験の場となっている。

【特別学級】

生徒の実態を踏まえるとともに、小学部（小学校）での学習の発展を図りながら本人及び保護者の願いを考慮し、領域・教科を合わせた指導を主とする I、II 類と自立活動を中心とする III 類の 3 類型で編成している。

I 類：知的発達遅滞が軽度で小学部（小学校）で教科学習を行ってきた生徒を対象である。生徒の実態に応じた教科学習を中心に編成するとともに、就労に向けた作業学習を通して、そのスキルの向上を目指している。

II 類：将来的に福祉的就労を希望している生徒を対象とした類型である。基礎教科学習の継続と作業能力の向上及び将来の社会生活で生きる力の育成を目指した内容で編成されている。

III 類：重度の生徒を対象としている。様々な学習を通して、安全な日常生活を送ることや、円滑なコミュニケーションの育成を図ることを目指した内容で編成されている。

エ. 高等部普通科

【通常学級】

- a. 主要 5 教科は基礎基本の確実な定着を図るため標準を超えた単位数で編成し、生徒の多様な希望進路実現に対応できることを目指している。
- b. 芸術は、生徒個々の生涯にわたる芸術活動支援の観点から、校内の協力体制のもと、3 科目からの選択としている。
- c. 外国語（英語）の「オーラルコミュニケーション」は、NS（ALT）とのTT方式による授業の充実に努め、3年間の継続履修としている。
- d. 中学部・高等部全体として、近隣の盛岡第一高等学校との交流及び共同学習を実施し、点字の紹介・体験のほかフロアバレーボール競技を一緒に行っている。その中では、シミュレーショングラスを使用して視覚の状態を実体験する活動も取り入れている。活動を通して、できるところを認め合い、できないところもかかわり方次第でできることが増えていくということを体験することで、その後の社会生活に活かされることを目標として内容を選定している。

高等部通常学級は社会性育成の観点から、普通高等学校（盛岡第四高等学校）や専門高等学校（盛岡農業高等学校）と一緒に教科学習（現代社会）や調理実習を行っている。

【特別学級】

- a. 義務教育段階までの系統性と希望進路を踏まえ、2 類型で編成している。
- I 類：社会生活に必要な力の育成を目指し、基礎科目・作業学習を中心とした内容で編成している。福祉的就労を希望している生徒を対象としている。
- II 類：1 年次から 3 年次へと発達段階を踏まえ、自立活動を中心とした内容で編成されている。主に福祉サービス利用を希望している生徒を対象としている。

オ. 本科保健医療科

- a. 学習指導要領と「あん摩マッサージ指圧師・はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（以降、認定規則と表記）に基づき、学習指導要領に示された単位数に基づいて編成している。
- b. 基礎分野（普通教科）及び理療の基礎分野・専門分野のバランスを考慮し、職業学科の円滑な履修に結びつくよう編成している。

カ. 専攻科

- a. 認定規則に基づき大学設置基準上の単位数で編成し、単位数に相当する時間数も併記している。
- b. 基礎分野及び専門基礎分野・専門分野のバランスを考慮し、講義と実技を関連づけた円滑な履修に結びつくよう編成している。
- c. 基礎分野においては、一般常識から社会福祉制度や臨床心理等に関する事項について学

習するとともに、患者及びその家族とのカウンセリング技術を向上することや社会性を育成することを目指して、学校設定教科「人間関係学」を開設している。

d.免許取得後の就労に向けて、十分な基礎・模擬・臨床等の実習時間を確保している。

e.臨床実習については、地域の患者の治療をとおして地域との連携を重視しつつ臨床力の向上に努めている。

（３）教育課程に関する課題

①学校教育課題に対応する教育の推進に係る教育課程編成及び具体的実施に向けた取組。

②将来の長期的な見通しをもった系統性のある教育課程編成と幼・小・中・高と一貫性のある教育体制の整備。

③体験的な学習の時間の確保と直接体験できない事項の指導の工夫。

④教育課程に反映させたキャリア教育の推進。

⑤幼児児童生徒一人一人のニーズの的確な把握と個に応じて対応する支援体制。

⑥より相互理解につながる交流及び共同学習（居住地校交流・地域交流含む）の推進。

⑦新学習指導要領の理念の共有化・指導力向上を図るための教職員研修の一層の充実。

（４）今年度の取組

①学校課題解決プロジェクトの提言から「基礎学力向上」、「国家試験合格率向上」を今年度の重点課題としている。プロジェクトの提言を活かした指導に全校で取り組み、授業改善、家庭・寄宿舎と連携した学習習慣の確立、基礎学力の実態把握と分析に基づいて生徒個々の能力の伸長を図っている。長期休業期間・平日も課外学習を実施している。

②新学習指導要領の趣旨に則った、一貫性ある教育課程を編成するために、教育課程検討委員会を経て全職員の共通理解を図り、次年度の編成に生かすよう努めた。また、習熟度や視覚障害の状況等の生徒個々の課題については、個別の指導計画に明記し、指導形態を工夫して指導している。

情報、芸術、体育の各教科及び自立活動においては、それぞれの学部と連携し教員の専門性を活かした横断的な指導を進めている。

③教科学習では、実験や実物、模型等を使用して触覚による観察等による視覚以外の感覚を活かして情報を取り入れ活用する指導を行っている。学習が進むに従って、触覚による識別ができない事項（光・宇宙等）や抽象的な事柄が多くなってくることから、幼少期における触覚をとおした概念形成を大事にしている。

校外学習も、社会見学学習、宿泊体験学習（幼稚部から中学部まで）、スキー・スケートのウィンタースポーツ（幼稚部から専攻科まで）等季節に合わせ実施しており、実際に体験をとおして学ぶ機会となっている。

④キャリア教育については、各学部を中心に進めてきているが、理念や課題・目標を再度全職員で共有することにより全体計画につなげていくことができるよう、キャリア教育の学校全体計画に向けてキャリア教育検討会を立ち上げ進めている。

⑤視覚情報入力による認知力の違いから小学部、中学部においては保有する視覚活用の程度の違い（全盲・弱視）による学級を編成し、指導にあたり効果をあげている。障害の進行により点字に切り替えた高等部の生徒に対しては、学習の導入や課外学習体制を整備し、点字の習得を図りながら学習指導を進めている。

⑥幼児児童生徒が個々の発達段階において、主体的に活動できる交流及び共同学習につながるよう、個人情報に配慮した事前の打ち合わせの更なる充実に努め、双方の幼児児童生徒にとって有益なものとなるよう努めた。

地域交流においては、理療科の生徒が、東日本大震災で被災し盛岡での避難生活や被災地で仮設住宅暮らしを余儀なくされている方々にあん摩マッサージのボランティア活動を行った。3日間で113名の方に施術をして喜んでいただいた。

⑦教員の専門性の向上を図るため、教職員研修の充実に努めた。

- ・各教科及び重複障害のグループ研究を推進し、年度末に全校研究発表会を実施し全職員の共通理解を図っている。
- ・ワークショップ型授業研究会を実施し、成果や課題・改善策を話し合う中で、自分の授業に生かせるポイントを見極め、自己課題を設定して日々の授業に取り入れることで、授業者及び参加者の授業改善につながる研究会を目指している。
- ・理療科授業参観週間を設け実施している。職業学科である理療科の教育内容を理解してもらい、他学部の職員が理療科の授業を参観し、授業改善にむけて意見を交換できる場となっている。
- ・視覚障害に対応した専門性向上のためのスキルアップ研修会を開催している。今年度は、視覚障害幼児への早期教育・点字指導、中途視覚障害者への点字触読指導、歩行訓練士・視能訓練士による指導の実際、オプトメトリストによる視知覚認知能力のアセスメント等の講演・演習を実施した。重複障害関連としては、今後ICF研修会を開催する予定である。

（大内 進・深田 律子・菊池 由喜子）

第2節 幼稚部から高等部(専攻科)までの各発達段階を配慮した教育課程編成

(1) 基本情報

学校名：千葉県立千葉聾学校

所在地：〒266-0011 千葉県千葉市緑区鎌取町 65-1

電話：043-291-1371 FAX:043-291-5483

HP アドレス：http://www.chiba-c.ed.jp/chibarou

障害種：聴覚障害

在籍幼児児童生徒数（平成23年5月1日現在）

区 分	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
聴覚障害	29	51	36	30	146
重複障害		7	4	6	17
計	29	58	40	36	163

全職員数 138 名

(2) 本校における教育課程編成の特色

①各学部の現状

本校は、支援部が担当している乳幼児期支援から就学前の幼稚部、小学部、中学部、専攻科も含めた高等部からなる。各学部（乳幼児教育相談を除く）の現状は以下の通りである。

ア．幼稚部

聴覚障害児の早期教育段階の課題として、周りの人と気持ちを伝え合う力、日本語の獲得に配慮しながら、（障害の有無に係わらず）幼児期の円満な発達を促す実践に取り組んでいる。午前中の日課では、主に、学級や学年・学部での集団活動の場面を中心に、遊んだり課題に取り組んだりしながらコミュニケーション能力やことばの獲得を行い、午後は教師と幼児の個別的な活動の中で発音学習やことばの学習を行っている。給食時は、食育の趣旨を踏まえ、友達や教師と一緒に楽しく食べる楽しさを体験させながらさまざまな味を体験させている。好き嫌いを減らすことにつなげたり、食材の名前、育っているところ等についても関心を向けたりできるよう話しかけも多くしている。

また、教育活動に実体験(直接体験)を多く取り入れ、子どもが五感で感じ、具体的なイメージの獲得とことばの獲得を目指している。個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、指導のねらいや活動について、保護者と話し合う機会を多く設け、定期的に見直しをしながら実践している。

表 3-2-1 幼稚部教育課程表

領域 学年	健 康	人間関係	環 境	言 葉	表 現	自立活動	合 計
3 歳	6 6 0						6 6 0
4 歳	6 6 8						6 6 8
5 歳	6 5 2						6 5 2

イ. 小学部

小学部では、小学校に準ずる教科学習を中心とした教育課程を編成している。重複学級は、「生きる力」を育むために、聾学校の教育課程で重視している内容と教科・領域を合わせた指導の教育課程を加味して編成している。

・ことばの活動（自立活動）

平成 21 年度より、自立活動の時間以外に毎朝 1 校時の開始前に 10 分間の「朝の自立活動」の時間を設けた。ここでは、ことばを中心とした学習の積み重ねを目的として、主として書き言葉の習得と表現の広がりを目指している。

また、国語、算数等の等の教科では習熟度別グループ編成をし、TT 方式で指導している。この他、「つながり」活動という名称の特別活動では、なかよし集会（月 1 回）、ニコニコランチタイム、新入生歓迎会や 6 年生を送る会（小学部全体）、クラブ活動（放課後クラブ）等を行っている。個に応じた指導を心がけている。5・6 年生の外国語活動は、平成 21 年度から先行実施しており、中学部や高等部の英語科教員（ALT を含む）との連携を図りながら、英語を基本とした生の外国語に親しめるようにしている。

表 3-2-2 小学部教育課程表

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科 等							
各 教 科	国 語	3 0 6	3 1 5	2 3 0	2 2 8	1 8 0	1 7 5
	社 会			7 0	8 7	9 5	1 0 5
	算 数	1 3 6	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5
	理 科			9 0	1 0 5	1 0 5	1 0 5
	生 活	8 5	8 8				
	音 楽	6 8	5 2	5 5	5 3	5 0	5 0
	図 画 工 作	5 1	7 0	6 0	5 2	5 0	5 0
	家 庭					6 0	5 5
	体 育	1 0 2	1 0 5	9 0	1 0 5	9 0	9 0
	小 計	7 4 8	8 0 5	7 7 0	8 0 5	8 0 5	8 0 5
道 徳		3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
外 国 語 活 動						3 5	3 5
特 別 活 動	学 級 活 動	3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
	児 童 会 活 動						
	学 校 行 事	(34)	(35)	(35)	(35)	(35)	(35)
	小 計	3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
自 立 活 動		3 4	3 5	5 0	5 2	3 5	3 5
わ く わ く タイム				5 5	5 2	7 0	7 0
総 計		8 5 0	9 1 0	9 4 5	9 8 0	1015	1015
備 考							

※（ ）内の時数は、授業時間数に加えない。

ウ. 中学部

中学部では、中学校に準ずる教科学習を中心とした教育課程を編成している。重複学級では、小学部からの指導の系統性を重視した教育課程を編成している。

朝の自立活動を設け、生徒個々の実態に配慮しつつ、具体的な目標を定め、「聴覚活用」「発音発語」「コミュニケーション」「言語」「障害認識」等の内容を計画的に指導している。

また、国語、数学等の教科は、小学部と同様に習熟度別グループ編成や TT 方式での指導を行っているが、特に下学年対応のグループでは、可能な限り個に応じた学習課題を用意し、基礎学

表 3-2-3 中学部教育課程表

学 年		1	2	3
各 教 科 等				
各 教 科	必 修 科	国 語	1 4 0	1 4 0
		社 会	1 0 5	1 0 5
		数 学	1 4 0	1 0 5
		理 科	1 0 5	1 4 0
		音 楽	4 5	3 5
		美 術	4 5	3 5
		保健体育	1 0 5	1 0 5
		技術・家庭	7 0	7 0
		外 国 語	1 4 0	1 0 5
	選択教科	英 語	3 5	
小 計		8 9 5	8 7 5	9 1 0
道 徳		3 5	3 5	3 5
特 別 活 動	学 級 活 動	3 5	3 5	3 5
	生 徒 会 活 動	(35)	(35)	(35)
	学 校 行 事	(35)	(35)	(35)
	小 計	3 5	3 5	3 5
自 立 活 動		3 5	3 5	3 5
総合的な学習の時間		5 0	7 0	3 5
総 計		1 0 5 0	1 0 5 0	1 0 5 0
備 考				

※（ ）内の時数は、授業時間数に加えない。

力の向上を図っている。この他、選択教科では、学校選択とし、新学習指導要領の各教科時数を先行実施している。

エ. 高等部

高等部は、普通科、産業技術科、理容科の3学科を設置し、将来の社会自立に向け、社会人、職業人として必要な力をつけるための学習に取り組んでいる。

普通科は、「高等学校普通科に準ずる教育課程」、産業技術科は、「職業人としての資質を培うための教育課程」、理容科は、「理容師国家試験の受験資格を得るための厚生労働省管轄の理容師養成課程も兼ねた教育課程」を編成している。

高等部では、高校生としての基礎学力を身に付けることを目的に、3科ともに、1年生では共通科目を履修し、産業技術科、理容科の専門科目は、2年生から履修するように編成している。また、重複学級は、個々の障害の実態に応じて、小学部や中学部からの一貫性を重視した教育課程を編成している。

表 3-2-4 高等部教育課程表

各教科・科目		1	2	3	科目ごとの履修単位数
必修科目	国語総合	4			4
	現代文		3	3	6
	国語表現Ⅱ		2	2	4
	地理歴史A	2			2
	世界史A		2		2
	現代社会			2	2
	数学Ⅰ	3	2		5
	数学Ⅱ			4	4
	理科総合A	2			2
	理科総合B		2		2
	保健体育	3	2	2	7
	音楽Ⅰ	1	1		2
	美術Ⅰ	1	1		2
	英語Ⅰ	3			3
	英語Ⅱ		4		4
選択科目	ライティング			3	3
	家庭総合	2	2		4
	家庭情報処理		2		2
	情報情報A	2			2
	福祉社会福祉制度			1	1
	国語演習	1			1
	数学演習				
	英語演習				
	外国語リーディング			2	2
	商業簿記		2		2
	地理歴史B			4	4
	理化学Ⅰ			2	2
	数学A			2	2
	公民政治・経済				
	総合的な学習の時間	1	1	1	3
特別活動	自立活動	2	2	2	
	ホームルーム活動	1	1	1	3
	生徒会活動	(1)	(1)	(1)	
	学校行事	(1)	(1)	(1)	3
	週あたりの総時間数	30	30	30	
履修総単位数		28	28	28	84

※2年次に地理Aを選択した場合は、3年次に必ずリーディングを選択すること。

※1年次に選択した芸術科目は、そのまま2年次も履修する。

※特別活動の「生徒会活動」「学校行事」はあわせて1単位相当の活動を行う。

②外国語活動（小学部）

新学習指導要領において平成23年度から実施される外国語活動について、本校では平成21年度から試行的に取組を始めた。平成21年度、21年度は総合的な学習の時間（本校小学部では「わくわくタイム」という名称）枠のうち、年間17時間を設定した。

平成21年度は、聾学校小学部としての外国語活動のあり方を模索するという一方で、前期または後期という偏った時期ではなく、隔週の実施により通年外国語に触れる機会をもてるようにした。はじめてということもあり、中・高等部所属の英語科の教員がT1として、小学部の担任がT2として実施した。

平成22年度は、前年度実施した反省から前期または後期の半期にまとめて週1時間実施した。通年にわたって実施した方が良くと考えていたが、隔週実施の場合、祝日等で実施できないことがあり、1カ月間、活動ができなくなったことから、毎週実施することのメリットが検討された。平成21年度は、英語科の教員がT1を務めていたが、本来小学部の授業ということT1はで学級担任が行い、英語科の教員はT2を務めるように変更した。

小学部は、平成23年度から新学習指導要領の完全実施ということで、外国語活動の時間として位置づけ、年間35時間実施という本来の姿になった。年間指導計画も3年

目ということもあり、5年生、6年生それぞれの実態に合わせた活動計画を作成することができた。最後は「英語劇」という形で一年間のまとめを行うという形態も定着しつつある。

③学部間連携

幼稚部から高等部専攻科まで、最長では17年間在籍する生徒がいる。上述したように、各学部の教育課程は、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じたものであるが、聴覚障害教育における言語活動の充実等、学部を越えて一貫した取組が重要である。

学部間の連携を図る一つの手立てとして、本校では「個別ファイル」を活用している。個別ファイル自体は、20シートのクリアファイルであるが、幼稚部入学時に個々に作成し、高等部卒業まで学部を越えて引き継がれていく。保存される資料としては、個別の教育支援計画、個別の指導計画、オーディオグラム、補聴器周波数特性表、各種検査結果等である。

個別の教育支援計画の様式は、幼稚部用（3年間）、小学部低学年用（3年間）、小学部高学年用（3年間）、中学部用（3年間）、高等部用（3年間）、専攻科用（2年間）の6パターンとなっている。

表 3-2-5 個別の教育支援計画の様式例（小学部低学年用）

千葉県立千葉聾学校				
個別の教育支援計画				
学部・学年	年 度	校長印	担任印	保護者印
小学部1年	平成 年度			
小学部2年	平成 年度			
小学部3年	平成 年度			

プロフィール	
姓 名	姓 名 氏 名 年 次 性 別
保護者 姓 名	連絡先
住 居 地	通 学 路
通 学 車	手 帳 (聴覚検査)
補 聴 器	補 聴 器
(備 考)	

児童名	
現在の生活について ・ 将来について(本人・保護者の希望)	
【現在の生活について】	【将来について】
小1	
小2	
小3	

支 援 の 方 針 (本人・保護者・関係機関)	
小1	
小2	
小3	

支援のネットワーク (連携先 担当名 電話番号 県民等を記入する)	
※両方によって、関係機関を連携し、連携先にも依頼する。 (連携先が取れていない場合は、取れていない場合は関係にする。関係機関によって太さを変える。)	
<療育舎>	<医療>
<補聴器関係>	<福祉>
<居住施設>	<形態>
本人	

④自立活動

新学習指導要領で自立活動は6柱26項目になったが、新たに加えられた「コミュニケーション」や教科における「言語活動の充実」等は、聾学校においては以前から重要な位置づけであった。新学習指導要領に移行するにあたり、教科の時数増加に伴い、

結果的に授業時数の中に割り当てられる自立活動の時間が減少することになった。(学部で異なるが1～2時間/週)

自立活動の意義を考慮し、その対応策として、時数カウントしないものの平成21年度から「朝の自立活動」を1校時開始前に10分間、毎日帯で設定した。指導内容は、個々の実態について学部で検討し、計画的に行っている。

(3) 教育課程に関する課題

教育課程編成上の課題としては、まず、習熟度グループ編成し、個に応じた指導を行っていくため、結果的にグループが細分化して、専門教科の教員の数が不足している。集団での学習の利点と個に応じた指導のバランスを考えると個別対応の重要性が再認識され、グループ数は学級数を基本とするが、最大でも学級数+1までとしていることが挙げられる。

今年度は、中・高等部で教科担任の相互乗り入れを行っているが、時間割作成上の問題点が出ている。

また、聾学校として、障害に配慮した指導の一貫性を図るためには、学部間連携が不可欠であるが、職員間で共通理解を図ったり、話し合ったりするための時間確保が難しい。物理的環境として、職員室はすべての先生が集える広さがなく、幼稚部や小学部の担任は教室にしか机がない状態で、日常的に聴覚障害教育について情報や意見交換ができる状況にないこと、また、毎年、職員異動が多く、専門性の維持、継承、発展という点で、課題となっている。

(4) 課題解決に向けての今年度の取組

個々の幼児児童生徒の発達の伸長を第1の目標として、教育課程編成においては、時間割作成における優先順位の明確化を行った。特に、中学部・高等部における教科の指導は、学部を越えて専科の教員が行うことを共通理解した。また、体育科、音楽科、図工・美術科は小学部から高等部まで、専科の教員が担当するため、時間割作成においては、小学部・中学部・高等部の教務部の連携を図った。

学部間連携と聾学校としての一貫性に関しては、研究部との連携強化を図った。今年度の研究のサブテーマに「言語活動の充実をめざして」を掲げ、すべての教育活動場面で意識していくように心がけている。また、他学部の指導や子どもの様子について共通理解するのが難しい状況を回避するため、教員が他学部を自由に参観できる授業参観週間を設定し、6月に2週間実施した。教師は空き時間等を利用して、積極的に他学部の様子を知る機会を増やしている。

聴覚障害教育の専門性の維持、継承、発展に関しては、校内での新任者研修を計画的な設定、自立活動の班別研修の設定をすることにより研修の機会を確保している。班別研修のグループは、聴覚活用班、発音発語班、コミュニケーション班、社会自立班(高等部のみ)に分かれ、学部を越えて月に1回、教員間で研修する時間を確保している。また、研修した成果を毎週火曜と木曜の朝の職員打合せ時に輪番で発表し、共有する機会を設けている。

(原田公人・河野隆弘)

第3節 病弱教育における多様なニーズに応じた教育課程編成の実際

(1) 基本情報

学校名 群馬県立赤城養護学校

本校 所在地：群馬県前橋市上小出町 1-5-15 (〒371-0037)

電話：027-237-2145 FAX：027-237-1320

HP アドレス <http://www.akagi-ses.gsn.ed.jp/home.html>

群馬中央総合病院分教室 所在地：群馬県前橋市紅雲町 1-7-13 (〒371-0025)

公立藤岡総合病院分教室 所在地：群馬県藤岡市藤岡 942-1 (〒375-0024)

公立富岡総合病院分教室 所在地：群馬県富岡市富岡 2073-1 (〒370-2316)

日赤分校 所在地：群馬県前橋市朝日町 3-21-36 (〒371-0014)

桐生分校 所在地：群馬県桐生市織姫町 6-3 (〒376-0024)

伊勢崎分校 所在地：群馬県伊勢崎市連取本町 12-1 (〒372-0817)

小児医療センター分校 所在地：群馬県渋川市北橘町下箱田 779 (〒377-0061)

障害種 病弱

児童生徒数 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

	小学部	中学部	高等部	合計
	児童数	生徒数	生徒数	児童生徒
本校	8	3	7	18
群馬中央総合病院分教室	2	1		3
公立藤岡総合病院分教室	0	0		0
公立富岡総合病院分教室	2	0		2
日赤分校	2	2		4
桐生分校	2	1		3
伊勢崎分校	3	1		4
小児医療センター分校	10	3		13
合計	29	11	7	47

教職員数 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

職名	校長	教頭	教諭	養護 教諭	事務 職員	公仕	合計
人数	1	5	74	1	6	2	89

(2) 教育課程の特色

①本校・分校・分教室の全ての学部において、小学校・中学校・高等学校に準ずる教育課程を編成

本校・分校・分教室（以下「教場」という）には小学部、中学部があり、本校のみ高等部と訪問部もある。小学部、中学部、高等部において、小学校、中学校、高等学校（全日制）の学習指導要領に「準ずる教育課程」を編成している。そのため、年間授業時数、週当たり

の授業時数（高等部のみ）は、それぞれの学校種の標準授業時数に準じている。教育課程の編成にあたり、一人一人の病弱・身体虚弱の状態及び能力・適性等に応じた多様な教育を実践できるように、また、学習の遅れの補完と学習の補償ができるように十分な授業時数の確保に努めている。高等部は、高等学校普通科とほぼ同一教育課程を編成し、進学または就職のどちらの進路にも対応できるよう配慮している。

また、治療状況により児童生徒が病室から教場まで通うことができない場合は、病室で授業ができるようベッドサイドにおける授業のための教育課程を併せて編成している。本校小中学部が担当する病院内の学級では、ベッドサイドにおける授業が長期化する児童への対応として、国語、社会、算数、数学、理科、生活、外国語（英語）、自立活動に加えて、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育、外国語活動の授業を行うこととしている。

さらに、特別支援学級、特別支援学校から入院により転入した児童生徒への授業では、「領域・教科をあわせた指導」、「自立活動を主とした指導」を行うこともある。

②高等部において、学校設定教科「職業」及び科目「産業社会と人間」を設定

平成20年度から、学校設定教科「職業」・科目「産業社会と人間」を設定した。設定の背景として、生徒の実態（学力、病気、障害等）の変化に伴い、生徒の興味・関心や進路先が多様になっていること、病気のため、社会的な経験が極めて少ない生徒が多く在籍するようになったことがある。

また、自己理解を深め、職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や勤労観・職業観の学習はすべての生徒に必要なものであり、これらの学習は、生徒自身が将来の生き方や職業を考える上でなくてはならないものである。そこで、学校設定教科「職業」及び教科に関する科目「産業社会と人間」を1学年から3学年まで各学年2単位ずつ、計6単位を設定し、入学時から継続的に学習や体験を積み重ねていくこととした。目標及び内容は表3-3-1のとおりである。

表 3-3-1 学校設定教科「職業」及び科目「産業社会と人間」の目標と内容

目標	① 調べ学習や実習などを通して、望ましい勤労観、職業観を育成するとともに、職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得を図る。
	② 体験的な学習や実習などを通して、職業の選択決定に必要な能力・態度、将来の職業生活に必要な態度やコミュニケーション能力を養うとともに、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度の育成を図る。
内容	① 望ましい勤労観、職業観の育成
	② 自己の在り方・生き方の探求
	③ 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度の育成
	④ 職業決定に必要な態度や能力の育成
	⑤ 就業体験等の体験的な学習・実習等

③ 病院への訪問と在宅児童生徒への訪問による教育の教育課程

病院内教室、分校、分教室が設置されていない病院に入院する児童生徒への訪問による教育の教育課程は、「準ずる教育課程」を基本に編成している。また、それとは別に在宅児童生徒への訪問による教育課程は、各教科等を合わせた日常生活の指導、生活単元学習を中心とした教育課程と自立活動を主とした教育課程の2つを編成している。

④ 特別支援学校（病弱）における自立活動

自立活動の時間は、各学部及び病院内教室、分校、分教室の実態に合わせて設定し、自立活動の内容のうち、健康の保持、心理的な安定の指導を中心に指導の充実を図っている。

小学部、中学部においては、健康の回復と改善に対する意欲を高めるため、週2単位時間を設定し、多様化する疾病及び心理的状况に対応した指導を行う。

高等部においては、週当たり1単位時間を設定し、毎日10分間の帯時間で実施している。内容は、生徒が継続的に健康観察を行い、データを記録・集計し、健康管理に役立てられるよう指導を行う。

⑤ 学習集団を確保するための工夫

各学部において1学年あたり在籍者数が少なく、年間を通して児童生徒の転出入が頻繁であるため、集団による学習を行うことが難しい状況にある。そのため、児童生徒が他の児童生徒と交流したり討論したりする集団での学習が不足しがちである。そこで、Web会議システムを活用し、病院内教室、分校、分教室をつないで授業を行う等の取組を平成20年度から開始した。

また、特別活動においては、お互いの気持ちを理解し、協力し合う態度の育成を図るため、他学年・他学部と合同で弾力的に集団を構成し、児童生徒が考え計画した活動を実施している。集団での学習が望ましい教科・領域や目標及び内容が2学年まとめて示されている教科等については、適宜他学年と合同で実施する等の工夫をしている。

⑥ 教育課程編成のための校内体制

一人一人の病弱・身体虚弱の状態及び能力・適正等に応じた多様な教育活動の実践を円滑に行うために、教育課程の検討・編成を行うことを目的に教育課程検討委員会を校務運営組織に位置づけている。本委員会は、校長、教頭、部主事及び関係職員をもって編成する。委員会においては、各学部及び病院内教室、分校、分教室の教育課程について協議し、学部間等の一貫性及び整合性を図るようにしている。

また、日常的に、学部会、職員会議等において教育課程編成に必要な討議、意見交換に心がけるとともに、各学部主事及び教務主任が、各学部及び病院内教室、分校、分教室の指導について定期的に情報交換・協議を行っている。

（3）教育課程編成の課題

①異なる疾患の児童生徒の授業について

治療による欠席・ベッドサイドにおける授業の長期化により授業時間の確保が難しい児童生徒と、安定して登校できる児童生徒、交通事故や耳鼻科等の病気で短期在籍の児童生徒が同時に在籍しており、学習進度に違いが生じることが多い。

また、全県及び県外からの転入学があるため使用教科書も異なり、学習進度も様々である。そのため、前籍校・病院との連携を密にし、学習進度及び治療状況等を的確に把握し、個々の児童生徒の実態に合わせた指導内容の精選及び指導計画により、基礎・基本の定着を図る必要がある。

②前籍校において小中学校の教育課程で学んでいない児童生徒について

特別支援学校や特別支援学級からの転入学生の中には、準ずる教育課程では対応できない児童生徒がいる。この場合、前籍校と十分な連携を図り、学習内容を計画するとともに、担任が一人に対応するのではなく全職員で協力して対応している。しかしながら、このような児童生徒の在籍の割合が増えてくると対応しきれない可能性がある。

③学習に必要な小集団の確保について

少人数学級であったり、在籍児童生徒数が一定でなかったりするため、同学年による集団が作りづらい。そのため、社会的な経験により充実感を得ることや集団で学習することにより喜びを感じる機会が少ないことが課題となる。

④入院することになった高等学校生徒について

毎年、高等学校から本校の高等部への転入学の希望が数名ある。しかし、本校高等部は全日制普通科であるため、商業科や工業科など職業科の生徒が転入学する場合、本校で取得した単位が、前籍校において単位の振替手続きにおいて認められないことがある。そのため、特に職業科の高等学校の生徒が入院した際に、本校への転入学は困難であり小中学部と比べるとその例は極めて少ない。

（４）教育課程編成及び運用の重点化した取組

①自立活動の見直し

ア．毎朝の短時間での帯時間での自立活動の設定

児童生徒が自らの体調を把握し、その日の体調について学級担任に伝えることができることを自立活動の指導の一つとして設定することとした。

そこで、本校の小学部・中学部では、平成23年度から自立活動の週2単位時間のうち1時間を朝の会の後に毎日、小学部では9分、中学部では10分行うこととした。赤城養護学校では、本校、分校、分教室あわせて8つの教場のうち、6教場が同様に行っている。この時間の設定に伴い、病室に戻っての安静時間（午前中の2校時と3校時の間にある30分の時間（中学部では、25分））の変更や昼食時間の変更が必要となったが、各病院においても快く時間変更に応じていただいた。

この設定により、学級担任は、朝のうちに児童生徒の体調をこれまで以上に詳細に把握することが可能となり、学級担任と教科担当教師とが連携して児童生徒の体調に配慮した指導を行うことができるようになった。

イ．ベッドサイドにおける授業が中心となる児童生徒の自立活動

保護者や本人のニーズを把握し、心理的サポートに配慮した自立活動を行っている。学級担任と教科担当者が連携し同一の対応で指導できるように情報交換・検討会を学部で行って

いる。その際、資料として個別の指導計画を用いている。

②在籍者数増加に対応した複数の時間割による対応

平成 22 年度は、赤城養護学校全体の中学部 3 年生の約半数が群馬大学附属病院内の学級（本校所属）に在籍していた。生徒はそれぞれ、転入学時期、病状、治療計画、使用している教科書、学習の進度、学力等が異なっていた。また、中学部 3 年生の保護者の多くは、高校入試に向けた教科指導の充実を願っていた。

そこで、中学校に準ずる教育課程ではあるものの、以下のように複数の校時表による授業を行うことによって、在籍者数の増加に対応した。

本来、中学部 3 学年の時間表は 1 種類しかないが、登校する生徒の時間表を 5 種類、ベッドサイドにおける授業の時間表の 4 種類作成して、一人一人に対応した指導が可能となるようにした。また、生徒の転出入が頻繁にあるので、その都度、時間割を検討して変更し常に最適なものにした。その結果、昨年度内で 30 回以上時間割変更が必要であった。時間表の枠が増えれば当然、授業担当者が不足してしまうため、その時々々の在籍生徒数が比較的少ない分校・分教室の教師が授業を担当することにより対応した。

同様に、子どもの入院が多い小児医療センター分校でも、在籍児童生徒数が急増することがあり、全ての授業を分校の教師だけで行うことができない状況になることがある。その場合は他の教場から教師が出向いて授業を担当している。

③前籍校との交流及び共同学習、心理的なつながりを重視した取組

入院している児童生徒は、手紙やビデオレター、Web 会議等による間接的な交流及び共同学習を実施している。また、自宅からの通学生については、居住地の小中学校において教科学習等や学校行事における直接的な交流及び共同学習を可能な限り実施している。

交流及び共同学習の実施にあたっては、次のような手順で進めている。

ア. 児童生徒の病状や心理面を考慮した上で、保護者や主治医に実施についての意向や配慮事項を確認する。

イ. 相手校の管理職や学級担任と話し合い、相手校の実態や都合を考慮して計画を立てる。

ウ. 児童生徒の健康状況や配慮事項、個人情報保護等や相手校の実態等について話し合うとともに関係者の理解を得る。

エ. ア～ウの過程で実施の可否、直接的または間接的な交流及び共同学習の判断、具体的な学習活動の内容、方法や時間等をていねいに検討する。その上で、具体的に送迎や校内移動に必要な支援、学習活動に必要な支援等について双方が確認する。

④ターミナル期の児童生徒への教育

病状がターミナル期にある児童生徒への授業は、原則として学級担任のみで担当するのではなく、複数の教師が担当することになっている。授業内容は、児童生徒の興味関心に沿って行うことを基本とする。児童生徒が望めば各教科の授業を行うこともあるし、会話を楽しんだりゲームをしたりして、心や体の痛みを和らげる内容を授業の中心にすることもある。複数の教師でかわることによって、その場を明るくすることができたり、会話が弾んだりし、児童生徒の笑顔が見られることも多い。そのことは、保護者も精神的負担を和らげることにもつながっている。また、保護者への対応は、学級担任のみではなく学部主事をはじめ、必

要に応じて管理職も行うこととしている。

児童生徒の病状が重篤になった場合には、主治医の許可と保護者の同意が得られれば、時間が許す限り教師が児童生徒に寄り添うように努めている。

(滝川 国芳・澤崎 正・椋澤 光代)

第4節 幼稚部から高等部までの一貫した教育課程編成の工夫と子どもの実態の多様化に対応した取組

(1) 基本情報

学校名：香川県立香川中部養護学校

所在地：香川県高松市田村町 784 番地 電話:087-867-3522 FAX:087-866-4297

HP アドレス：<http://www.kagawa-edu.jp/chubuy01/>

障害種（平成 23 年 5 月 1 日現在）：知的障害

各学部の在籍数ならびに教職員数：

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
	幼児数	児童数	生徒数	生徒数	幼児児童生徒数
知的障害	9	26	68	115	218
重複障害		45	40	34	119
合計	9	71	108	149	337

注）教職員の人数は、計 179 名である（寄宿舍指導員 17 名、事務職員 5 名を含む）。

(2) 本校における現状と課題

①在籍数の増加にともなう教室環境の制約

本校は幼稚部から高等部まで設置されており、在籍する幼児児童生徒の総人数は約 340 名と大規模校である。その背景には、本県には高等養護学校が設置されていないこともあり、特別支援学級から特に高等部への入学者が増加していることがある。このような状況により、教室数の不足が本校の課題の一つとなっており、幼稚部においては今年度 7 月までは聾学校内の空き教室を利用し、9 月からは隣接の閉校した専門学校を本校の校舎として使用している。なお、平成 25 年には、新校舎が増築される予定である。

教室数の不足にともない、各部間では授業で使用する教室や施設の調整が難しくなってきた。当該時間における教室や施設の使用目的と必要性を明確にすること、また、新学習指導要領の実施を控えていたこともあり、これまで各部で行っていた教育課程についての検討を平成 20 年度より教育課程検討委員会を設置して実施するようになった。

②在籍する子どもの実態の多様化

近年、全国の特別支援学校（知的障害）では、特別支援学級に在籍していた知的障害のある子どもや発達障害のある子どもの在籍が増えている。このような状況は、本校においても同様である。上記の各学部の在籍数からうかがえるように、特に高等部での生徒数の増加が著しい。

本校に在籍する発達障害のある子どもとしては、特に自閉症のある子ども（自閉的な傾向を示す子どもを含む）の占める割合が高くなっている。各部における自閉症のある子どもの在籍数をみると、幼稚部では 9 名中 5 名（56%）、小学部では 72 名中 34 名（47%）、中学部では 108 名中 36 名（33%）、高等部では 149 名中 35 名（23%）となっている。特に幼稚部と小学部では、約半数が自閉症のある子ども（自閉的な傾向を示す子どもを含む）

である。このことから、本校では自閉症のある子どもへの対応についても検討していく必要性が高まっている。

③各部間の教育課程上のつながり

本校の大きな特色は、幼稚部から高等部までが設置されていることである。本校では、その特色を生かし、指導内容の系統性を重視していくように努めている。

各教科等の指導内容の系統性の検討にあたっては、各教科における各学年、各部のつながりを踏まえた指導内容の配列を行う、また、領域・教科をあわせた指導における各教科の位置づけや指導内容の関連性を明確にするという視点から見直しを進めているところである。

また、子ども達の情報（指導上の配慮事項等）が次の学部へ引き継がれ、校内で一貫した対応がなされるようにするために、個別的教育支援計画や個別の指導計画の活用の方を検討している。さらに、教育課程検討委員会の中で各部の指導のねらいや動向を共有し、教員が各部間の教育課程上のつながりについての意識するように努めている。

以降では、これらの課題の改善に向けた取組について紹介する。

（３）本校における教育課程編成に関わる取組と工夫

①子どもの実態の多様化に対応するための取組

ア．自閉症のある子どもへの指導の充実に向けた取組

a.校内での自閉症のある子どもへの配慮

本校では、子ども達が卒業後、社会の中で様々な人々と関わり合い、社会参加できることを目指している。そのため、自閉症のある子どもに対して特化した教育課程の編成や学級編制を行っておらず、自閉症のある子ども達が卒業後の進路に近い環境に慣れることができる、多様な人間関係を学ぶことができるといった知的障害のある子どもと共に学ぶことの良さを基盤にして、個々の自閉症のある子どもに応じた配慮を行いながら指導にあたっている。

本校で取り組んでいる自閉症のある子どもへの具体的な配慮としては、学習環境の構造化、個別対応が可能な教室の確保といった物理的な環境面における工夫、また、個別学習の時間や小グループ学習の設定といった指導形態の工夫、子どもの実態に応じて絵カードやパーソナルコンピューター等の視覚的な教材や情報機器を用いたコミュニケーション指導、自閉症のある子どもが見通しのもてるスケジュールの提示等である。

このように、自閉症のある子どもに対する基本的な配慮はなされているが、必ずしも校内全体で自閉症のある子どもについての理解や知識は十分ではなく、一部の自閉症についての専門研修を受けた教員の力量に依っている面がある。また、各部で自閉症のある子どもへの対応が異なり、次の部に指導方針が引き継がれていないといった状況も少なからずある。このような部間での指導におけるギャップは、自閉症のある子どもに混乱をもたらし、また、保護者に対しても不安を生じさせることとなる。そこで、自閉症についての専門研修を受講した教員がコーディネーターとなり、研究部と連携を行いながら校内研修に努めており、その充実にむけて改善を進めている。

b.教員及び保護者の自閉症のある子どもの見方の育成

教員は、指導において自閉症のある子どもが示す行動上の問題への対応や有効と称される教材・教具の使用に対して注意や関心が向きやすく、自閉症のある子どもへの指導内容やねらいについて十分に検討がなされてこなかった。このような状況を踏まえて、本校では、研究授業や提案授業に重点をおき、多角的な視点から指導を振り返り実践に活かすようにしている。具体的には、担当教員が指導場面においてどのような意図で行動したのか、教材・教具をどのような目的で使用したのか、教員の関わりによって子どもがどのように反応したのか、子どもが自主的に行動したのはどういう場面だったか、自閉症のある子どもの情動を引き起こした背景には何が関与していたのか等について振り返りを行っている。この取組みを通して、従来よりも教員が自閉症のある子どもの実態を具体的に把握することができるようになりつつある。

また、自閉症のある子どもの保護者においては、「自閉症」という障害そのものに注意が向きやすく、教員がどのようなねらいで指導を行っているのかについては関心が高いとは言い難い。このため、保護者に対しては、教員がどのようなねらいをもって子どもと関わっているのかを伝え、教員と自閉症のある子どもとの関わりの様子を観察するように促している。この取組の一環として小学部では、授業参観の際に学級の教室の入り口に本時の授業のねらいを掲示し（写真参照）、間接的に保護者に指導のねらいを理解してもらえるように工夫している。この取組は保護者には好評であり、保護者に学校での指導方針について理解してもらうことにより教員と保護者とで自閉症のある子どもへの指導について共通理解が図られ、保護者との連携が促進されていくことが期待される。



小学部の授業参観における保護者への本時のねらいの掲示

イ．高等部教育課程の類型化の設定

在籍する子どもの実態の多様化、高等部に在籍する生徒数の増加により、本校で従来から実施してきたグループ別の指導では高等部の個々の生徒の実態に応じた進路決定が困難となった。これらの問題に対応するために、本校では平成 21 年度に高等部の教育課程の類型化を検討し、平成 22 年度に 4 つの類型（「基礎」「生活」「職業」「職業」）を設定した（表 3-4-1）。

本年度は類型を導入して 2 年目にあたり、指導のねらいや内容、指導体制について検討

を重ね改善を図っている。

表 3-4-1 高等部の各類型の特徴

類型	特 徴
基礎	日常生活の指導を中心とする。個別指導を重視し、自立活動の時間を特設。
生活	作業学習、生活単元学習を中心とする。
技能	作業学習、職業科を中心とし、週 1 回の校内実習（模擬会社）を設定。
総合	作業学習、職業科を中心とし、週 1 回の就業体験を設定。

「基礎」類型では、基本的な生活習慣の確立や基礎的なコミュニケーション能力の獲得、健康・体力の増進、身体機能の向上をめざし、個別指導に重点をおいている。日常生活の指導及び自立活動の時間は毎日 1・2 校時に設定し、生徒が見通しをもてるようにし、自立活動の時間は一対一の指導体制をとっている。なお、今年度（平成 23 年度）の指導においては生徒の人との関わりを拡充するため、期間を設けて教員と生徒の組み合わせを変えている。

「生活」類型では、福祉就労や企業就労に向けて就労や生活に必要な知識、技能の獲得をめざし、生活単元学習を中心として生徒一人一人の学習課題を明確にした指導を行っている。当初、学年枠を超えた 3 グループ編成で実施したものの生徒数が多いこと、また、指導者が生徒の個々の課題を十分に把握し、共通理解して指導することが難しかったため、平成 23 年度は学年ごとの指導に変更した。

「技能」類型では、福祉就労・企業就労に向けて、作業能力、コミュニケーション能力、マナー向上等の職業生活に必要な基礎的な技能・態度の育成を目指し、校内での模擬会社（クリーニング、弁当、清掃）による指導を取り入れている。また、地域の協力を得て、年 3 回、商店街や喫茶店において接客の実践の場を設けている。しかし、現場実習を通して生徒の基礎的な作業能力の向上の必要性が課題として挙げられ、模擬会社には含まれない作業内容の指導が必要となった。そのため、平成 23 年度からは、その内容を含む基礎的な作業技能を育成する実技学習を加えた。

「総合」類型では、職業人、社会人として働く力を身につけ、職業的自立をめざし、企業等での様々な就業体験（J チャレンジ：job challenge）を取り入れた指導を行っている。

「J チャレンジ」では、年間を通して一般企業での学習の積み重ねができ、企業の方との接し方を学ぶ、また、学年枠を超えたグループでの学び合いの機会として有効である。しかしながら、1 年生においては、特に働く上での態度・技能・知識を習得する必要があると考え、平成 23 年度から、前期は学科及び実技にその内容を取り入れた「I チャレンジ」という時間を設定した。

ウ．作業学習における班編制と指導内容の工夫

作業学習では、3 学年の縦割り編成で、「園芸」「木工」「印刷」「金工」「軽作業」「窯業」「コンクリート加工」「縫工」の作業班に加え、生徒数の増加や実態の多様化、進路先の開拓に対応するために、さらに 2 班（「ビルクリーン」「メイク・エコ（封筒やだるま等

の紙製品を作製)」増やし、計 10 班で実施している。

「生活」「技能」「総合」類型は週 8 時間、「基礎」類型は週 4 時間取り組んでいる。各班では、生徒の障害の程度に応じた作業ができるように作業工程の分割や細分化を図り、役割分担をしている。特にメイク・エコ班は、重度・重複の生徒を中心とし、生徒が安全に一人で作業ができることを目指して設定したものである。この作業班では、原材料に紙を使用し、多用途の製品化に向けた作業内容を数多く設定し、生徒が使用する機具を扱いやすくする等の作業工程や補助具の工夫を行っている。

作業においては、流通を意識させるために製作から納品までの工程に携わる学習展開をしている。また、木工班で製作した製品に必要な部品のセットや袋詰めを軽作業班が行うといったように、各班が連携して作業を行っている。

エ. 高等部に向けた小学部及び中学部からの指導の積み上げ

卒業後の進路先を視野に入れた取組を進めていくには、その基盤となる小学部と中学部での豊かな生活体験の学習、基礎・基本の学習、健康な体づくりが重要になると考える。特に、学習の習得に時間を要する児童生徒においては、各部間で指導内容や指導方法、使用する教材や教具等に関する情報を共有することによって相互に連携を図り、高等部の学習に円滑に移行できるように努めている。例えば、高等部の作業学習のビルクリーン班では、ビルメンテナンスで実施されている清掃方法を取り入れて指導を行っているが、小学部と中学部の清掃指導においても可能な範囲で同様の方法を取り入れている。これは、各部によって指導方法が異なることにより、児童生徒に混乱が生じないようにするための配慮である。

また、小学部と中学部での実践を高等部につなげていく取組としては、健康な体づくりのための時間を一貫して設けていることである。具体的には、小学部では 1 校時に「日常生活の指導」の時間を設定し、その時間の後半に運動を取り入れている。そして、中学部の単一学級においては 1 校時に「日常生活の指導・保健体育」を、高等部の「生活」類型と「技能」類型においても中学部と同様、1 校時に「日常生活の指導・保健体育」を設定している。さらに、小学部と中学部での「国語」と「算数（数学）」の学習では、小グループによる学習や習熟度別による指導のもと基礎・基本的な内容を取り入れた各教科の指導を行っており、高等部の生活する力につなげていきたいと考えている。

加えて、本校の高等部では特別支援学級からの進学者が増えているが、中学部においても同様の状況が生じている。そのため、中学部では、特別支援学級から進学した生徒の学習意欲を高め、彼らの興味や関心を広げるよう教科別の指導を中心とした学習グループを編制し、生徒の実態の多様化に対応できるよう検討を進めているところである。

②一貫した教育課程編成をめざした各部間での各教科等の系統性を見直し

本校は、幼稚部から高等部まで設置されており、各部間のつながりをもった教育課程の編成を行うことが課題である。この課題に向けて現在、本校では各教科等の指導内容の系統性について見直しを進めている。各教科等の指導内容の系統性を見直しに当たっては、各教科等における各学年間のつながりと各部間でのつながりの二つの側面から検討を行っている。具体的には、以下の取組が挙げられる。

まず、幼稚部の「のびのび学習（環境のねらいの 1 つである数や言葉、自立活動を取り

上げた個別指導)」は、小学部の「ことば・かず（国語・算数、生活を合科）」とのつながりを、また、運動・リズムは小学部の体育、音楽を、造形は図画工作とのつながりを意識している。なお、小学部5・6学年の「ことば・かず」は、中学部の国語、数学につなげていくよう「ことば、かず」を教科別に分けて試行的に取り組んでいる。

また、小学部高学年には図画工作を設定し、中学部や高等部の美術につなげていくよう造形表現への興味・関心や基礎的な技能・能力を高める指導を行っている。さらに、小学部6学年では中学部の作業学習に、中学部3学年では高等部の作業学習に参加する作業体験学習の時間を設け、中学部や高等部とのつながりを図っている。

各教科等の系統性を見直しを進めるにあたっては、遊びの指導や生活単元学習等といった領域・教科をあわせた指導における各教科の位置づけや関連する内容を明確にしていくことが必要である。このことを踏まえて、小学部では各教科の指導と関連する内容構成表の作成を進めている。

系統性という観点から指導内容を集約、整理することは、各部段階でのねらいが明確になり、担当者は明確なねらいのもと先を見据えた指導を行うことができ、ひいては、子ども達に見通しをもたせた学習が可能になると考えられる。

（柳澤 亜希子・三好 由香利）

第5節 授業の充実と個に応じた指導の充実

－自立活動の視点を中心に据えた授業改善－

(1) 基本情報

学校名 東京都立江戸川特別支援学校

所在地 〒133-0044 東京都江戸川区本一色 2-24-40

電話： 03-3653-7355 FAX： 03-3652-3007

HP アドレス：<http://www.edogawa-sh.metro.tokyo.jp/>

障害種 肢体不自由

在籍児童生徒数（平成 23 年 5 月 1 日現在）

学部	普通学級	重度重複学級	訪問学級	計
小学部	44	32	3	79
中学部	30	13	5	48
高等部	32	10	4	46
全校	106	55	12	173

教職員数： 109 名

(2) 教育課程の特色

①3 類型の教育課程編成（通学）と訪問教育

本校は今年で開校 50 年を迎える、都内では歴史の長い肢体不自由特別支援学校である。小・中・高等部の各学部において 1) 小・中・高等学校の教科等を中心とする課程、2) 特別支援学校(知的障害)の教科等を中心とする課程、3) 自立活動の指導を主とする課程の 3 課程と訪問教育がある。本校においても児童生徒の有する障害の重度・重複化は顕著であり、全校児童生徒の 80%が自立活動の指導を主とする課程で学んでいる。

児童生徒の発達段階を踏まえた学習課題に応じた指導を効果的に進めるため、1) 小・中・高等学校の教科等を中心とする課程、2) 特別支援学校(知的障害)の教科等を中心とする課程については、各学部にとつづつの学習グループを設け、3) 自立活動の指導を主とする課程については小学部に 10、中学部に 4、高等部に 3 の学習グループを設けている。各学部とも学級・学年集団での指導とこの学習グループでの指導とを併せて指導している。

②単位時間（小学部 45 分・中高等部 50 分）を基本とした週時程を編成

週時程については、平成 21 年度より従来実施していた 15 分、20 分と短時間の学習活動を設定する「モジュール型の授業時間の設定」をなくし、小学部 45 分、中学部・高等部については 50 分の単位時間を基本として編成している。このことにより、特設自立活動、専任教員による自立活動の指導（特設自立活動）の時間割の設定や、各学部における教員の教科指導等の指導体制の調整がしやすくなった。

③自立活動の指導の充実のために外部専門家を導入

自立活動の指導については、自立活動部を設け学級担任をしない専任教員を充てている。自立活動部の専任教員は、自立活動の時間における指導（特設自立活動）で自ら児童生徒

を指導すると共に学級担任の指導についてスーパーバイズする役割を担っている。特設自立活動の時間では、「身体の動きに特化した」指導と「言語コミュニケーション」指導が行われている。「言語コミュニケーション」指導については抽出による児童生徒への指導、「身体の動きに特化した」の指導については全ての児童生徒について週2時間実施されている。

外部専門家については、「東京都特別支援教育推進計画第一次実施計画」に基づき、PT、OT、ST等の学部専門家が、東京都内の特別支援学校（肢体不自由）に順次導入されてきた。本校には平成19年度より、児童生徒へのアセスメントや教員に対する指導への助言をするという役割で、「社会福祉法人からしだね うめだ・あけぼの学園」からOT、PT、ST、心理、視覚の5分野の専門家が、年間延べ1584時間（平成22年度は57日間）来校している。授業中または個別での児童生徒に対するアセスメントを実施している。前者については、各学習グループの授業または特設自立活動の授業に専門家が入って行い、アセスメントをもとに、授業に対する助言をいただき、授業改善に生かしている。後者については、すべての職種の専門家のアセスメントを、特定の学年（小1・4年、中1年、高1年）と転入生については全員、他の学年についても心理のアセスメントは全員受けることを基本とし、必要に応じて他の職種の専門家のアセスメントを受けるという方法で進めている。アセスメント後は専門家と担任でケース会を持ち、児童生徒の実態を踏まえた指導内容や指導方法に反映させている。複数の職種の専門家によるアセスメントが実施した児童生徒に対して、様々な視点から総合的に実態把握・評価・分析をしたことを共有し、専門家と担任とで協議を深めるよう、夏季休業中等を活用してケース会を持つようにもしている。

（３）教育課程に関する課題

①自立活動の指導に関する見直し

自立活動の指導では、6区分26項目の内容の中から、個々の児童生徒の学習上または生活上の困難（課題）に応じたものを選び相互に関連づけて目標と指導内容を具体化させ、個別の指導計画に基づき指導するとされている。本校では、先述のように「身体の動きに特化した」指導と「言語コミュニケーション」指導を主とした自立活動の指導を行っている。外部専門家との協議を生かし、自立活動の指導においては姿勢や身体の動き、コミュニケーションの内容に特化せず、児童生徒の実態に基づいて26項目の内容を関連させて指導内容を設定することが必要である。その上で、教科等の指導を集団で行う場合においても、個別の指導計画に基づいた指導とすることが重要である。そのために、自立活動の指導内容を見直し、内容を整理することが課題である。

②自立活動の指導を主とする課程における指導内容の見直し

本校の自立活動の指導を主とする教育課程においては、「自立活動（うたリズム）」とか、「自立活動（さわるつくる）」など、領域名と授業名を併せて呼称している。内容は音楽的な活動が中心となっていたり、図工・美術的な活動が中心となっていたりしている。学習指導要領に示されている「自立活動」の目標として「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」という目標と実際の授業の内容やねらいがあっているのかどうかを見直すことで、授業を教科として押さえていくのか、

または自立活動として押さえていくのかを整理していくことが課題となっている。そのため、各教科の指導内容と自立活動の指導内容を把握し理解することが求められる。その上で、自立活動を主とする教育課程における教科の位置付けを明確にすることが課題である。

（４）課題解決に向けての今年度の取組

学校経営計画に「授業の充実と個に応じた指導の充実」を示し、全校研究の主題として「授業改善に向けて（自立活動の視点を中心にすえて）」を設定した。本校は、平成 24 年度に創立 50 周年を迎えるので、この全校研究を周年事業の柱と位置付けた。全校教職員が一丸となって取り組むために、2 年間にわたる研究活動の全体像を全教職員が理解することが大切であると考えた。「平成 23・24 年度校内研修構造図」（資料 1）により、今年度 4 月の職員会議にて共通理解の徹底を図った。

①基礎研修

全教職員が、自立活動の指導について基本的な考え方や教育課程編成における課題等を理解するために、講師を招いての基礎研修を行った。

ア．特別支援学校（肢体不自由）における「自立活動」のとらえ方や授業のあり方

外部より講師を招いて、新学習指導要領における自立活動の指導における基本的な考え方や、授業改善につなげる際の重要な視点などについて学んだ。

イ．身体の動きについての理解を深める

肢体不自由のある児童生徒の自立活動の指導で基本となる身体の動きについて、外部より講師を招き、全校の教職員が理解を深め、スキルアップをすることを目指して研修を行った。内容としては、「子どもが主体的に参加できる授業作り～視点を体・姿勢作りにあてて～というテーマで、「身体の動き」に焦点を当てた授業改善について学んだ。

②学部研究会

各学部で授業改善に向けての授業研究を進めた。学習グループを基礎とした研究単位で、授業実践を深め検証をし、学部研究会で協議をした。「自立活動の指導目標・指導内容シート」（資料 2）を活用するなどして、自立活動の指導内容を整理した。授業づくりに「自立活動」の観点を織り込むことを前提とし、自立活動の指導と教科等の指導との関連を明確化することに努めた。具体的には、指導案の中の「本時の展開」について書式の改訂を行い、全校で活用した。

③研究・研修部、教務部、自立活動部における検討

授業研究で活用する「自立活動の指導目標・指導内容シート」、「学習指導案」、「個別の目標と評価規準」など、個別の指導計画の活用を進めるツールの様式についての検討を進めた。

④自立活動の指導体制の見直し

昨年度までは週 2 コマ自立活動専任教諭が主体となって特設時間の指導をしていたが、

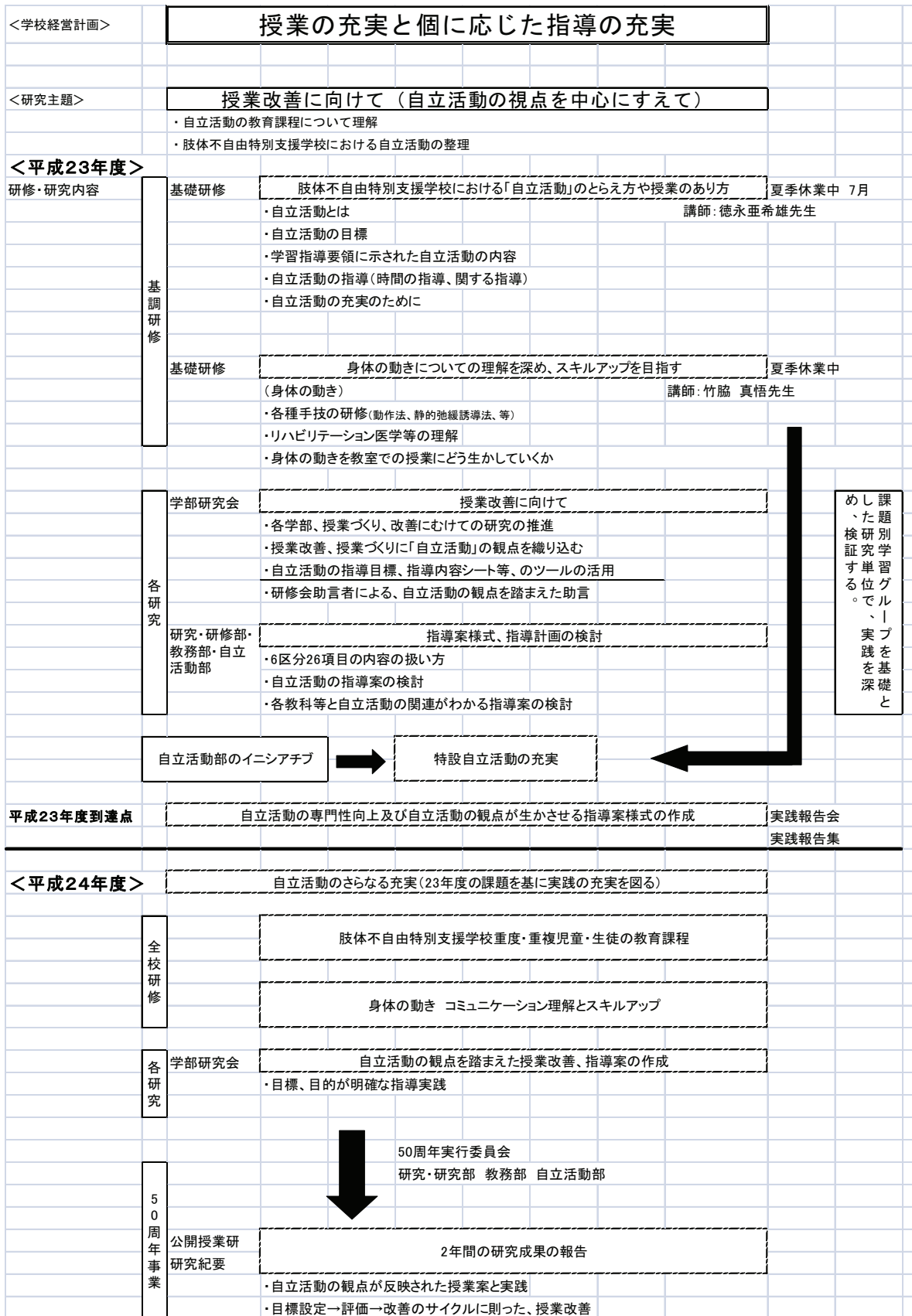
今年度については週 2 コマのうち 1 コマを担当が主体となり指導するように進めている。そのために自立活動の専任教諭と学級担任との連携・協働の強化と専門性の向上が一層求められてきている。

（５）取組の成果と今後の課題

「自立活動の指導」をキーワードに全校で授業研究に取り組むことで、授業改善に向かう教職員のモチベーションが高まり、専門性の向上への手応えをつかむことができつつある。来年度の研究成果報告に向けて、個別の指導計画や学習指導案などツールをより一層活用できるようになることが求められる。さらに、自立活動の指導と教科等指導との関連を明確にすることで教育課程編成の課題を整理し、本研究以降の教育課程評価の視点での実践研究へとつなげていくことが課題である。本校が平成 26 年度に特別支援学校（知的障害）と合併し、知肢併置の特別支援学校となる際に、重度・重複化、多様化に対応した特別支援学校（肢体不自由）の教育課程編成が、より複雑となる併置校の教育課程の編成の礎となるからである。

（長沼 俊夫・竹内 朗）

平成 23, 24 年度 校内研修構想図



資料2 「中学部 特別支援学校(知的障害)の教科等を中心とする課程」の例

いくつかの指導目標の中で優先する目標として

指導目標	・健康への保持増進への意欲を高める。 ・運動動作を通して、体力の向上と関節の動作の安定を図る。 ・相手の意図や考えをよく聞いて行動し、適切な場面で自分の考えを表現する。
------	--

社会科の指導に必要な項目の選定

	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
選定した項目	①生活のリズムや生活習慣の形成	①情緒の安定	①他者とのかかわりの基礎	①保有する感覚の活用	①姿勢と運動・動作の基本技能	①コミュニケーションの基礎的能力
	②病気の状態の理解と生活管理	②状況の理解と変化への対応	②他者の意図や感情の理解	②感覚や認知の特性への対応	②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	②言語の受容と表出
	③身体各部の状態の理解と養護	③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	③自己の理解と行動の調整	③感覚の補助及び代行手段の活用	③日常生活に必要な基本動作	③言語の形成と活用
	④健康状態の維持・改善		④集団への参加の基礎	④感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握	④身体の移動能力	④コミュニケーション手段の選択と活用
				⑤認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	⑤作業に必要な動作と円滑な遂行	⑤状況に応じたコミュニケーション

選定された項目を関連付け具体的な指導目標を設定

具体的な指導目標	・学習に対する見通しをもち、資料から情報を読み取ることができる。	・上下や左右、形の大小や長さの違い、図のマッチングがわかる。	・集団での学習のきまりやルールを学習する。
----------	--	--	---

第6節 特別支援学校(知的障害)における小中高一貫した教育課程編成の工夫と高等部生徒の多様化に対応した取組

(1) 基本情報

学校名 茨城県立協和養護学校

所在地 茨城県筑西市谷永島 495-1

電話:0296-57-4341 FAX:0296-57-9102

HP アドレス: <http://www.kyowa-sh.ed.jp/>

児童生徒数(平成23年5月1日現在)

	小学部		中学部		高等部		合計
	普通	重複	普通	重複	普通	重複	
知的障害	54	16	36	10	52	9	177
合計	70		46		61		

教職員数:108名

(2) 教育課程の特色

普通学級と重複学級の教育課程を編成しており、小、中学部は普通学級1と重複学級1の2種類の教育課程、高等部は普通学級2と重複学級1の3種類の教育課程がある。特定の教科、領域に偏らずバランスよく編成することを方針としている(資料3-6-1)。

小学部は、体を動かすことで「心身の健康」と「体力づくり」を重視する指導をするために、体育の時間数を多くとっている。中学部は、作業学習、生活単元学習、美術、総合的な学習の時間について2時間続きの授業を設定し、集中的に活動に取り組むことに配慮している。高等部は、平成22年度より多様な教育的ニーズに対応するために3種類の教育課程を編成した(表3-6-1)。

また、高等部では、交流及び共同学習を通して、職業コースでは高等学校衛生看護科の生徒と一緒に介護の仕方を学んだり、作業コースでは高等学校食品化学科の生徒と一緒に大型機械を使ったパン製造を行ったり、自立活動コースでは地域の方々と一緒にゴミ拾いのボランティア活動を行う等の共に学ぶ環境を設けることで、開かれた学校づくりをめざした教育課程を編成していることも特色である。職業コースのビルメンテナンスや喫茶サービス、外国語のALT、国語の書道指導等で専門家や地域のボランティアを積極的に活用し、授業内容の充実を図っている。

表3-6-1 高等部の教育課程の3類型

名称	教育課程編成の方針
職業コース	就労希望生徒の教育課程として職業を中心に編成し、他に外国語、情報、福祉の教科を取り入れている。
作業コース	福祉的就労を希望する生徒の教育課程を編成した。領域・教科を合わせた学習として作業学習、教科として家庭を取り入れている。
自立活動コース	自立活動を中心とした学習内容が必要な生徒のために、生活経験を中心に学習する内容を編成した。

（３）教育課程に関する課題

①キャリア教育の視点に基づく小中高の指導内容の整理

平成 21～22 年度に「個に応じた指導の充実をめざして」のテーマで、学部及びグループ研究を進めてきた。個別の目標や学習計画を加えた授業略案の改善を行い、集団の中で個に応じた指導をどのように展開するかについて授業研究を行った。その結果、学校全体として指導内容の系統性や一貫性を確保することが課題として挙げられた。

そのため、新学習指導要領の改訂の基本方針である「自立と社会参加に向けて職業教育の充実」、「キャリア教育の推進」を視点として小中高の指導内容を整理した上で、授業研究を通して指導内容の一貫性について検討した。

②高等部の類型化の評価と改善

高等部では、平成 21 年度から学部の実態として生徒の障害や卒業後の進路希望の多様化が挙げられていた。また、保護者からは「喫茶サービスのような実践に役立つ授業」、「重度の子にもわかる授業」、「コース制の導入」といった具体的な要望があった。さらに、障害者就業・生活支援センター等の関係機関から「就労希望生徒のための教育課程を検討しては」といった助言を受け、現場実習受け入れ先の施設からは「重度の生徒の作業内容について学校から提案してほしい」といった要望も見られた。

これらを受けて、「自立と社会参加を推進するため、職業教育等の充実」、「障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実」させるという学習指導要領改訂の基本的考え方に基づいて、平成 22 年度より前述のような 3 類型の教育課程を編成した。平成 23 年度においては、類型別の教育課程の評価とさらなる改善が課題となっている。

（４）課題解決に向けての今年度の取組

①キャリア教育の視点に基づく小中高の指導内容の整理

今年度は、「個に応じた指導の一層の充実をめざして ―キャリア教育の視点を通じた授業づくり―」を研修主題に設定した。さらに、「キャリア」や「キャリア教育」の定義を職員間で共通理解した上で、小中高の指導内容の系統性を整理するために「キャリアの発達段階表」を作成した(表 3-6-2)。

「キャリアの発達段階表」は以下の手順で作成した。協和養護学校の「個別の教育支援計画」の実態項目である「基本的生活習慣、意思交換、集団参加、作業能力、知的能力、健康・体力・運動能力」のそれぞれについて、小学部、中学部、高等部を卒業するまでに身に付けたい力を書き出した。それぞれの身に付けたい力を国立特別支援教育総合研究所(2011)の「キャリア・プランニング・マトリックス」の 4 能力領域及び育てたい力と関連づけた。

表 3-6-2 児童生徒につけたい力(一部)

	小学部 (できることが嬉しい)	中学部 (人に認められて嬉しい)	高等部 (人の役に立って嬉しい)
基本的 生活 習慣	・箸を使い食器を持って、ご飯やおかずを順番に食べることができる。(人間：清潔、身だしなみ) ※ ・好き嫌いを減らし、偏食を軽減することができる。(人間：清潔、身だしなみ) …(略)	・場に応じた身支度ができる。(人間：場に応じた言動) …(略)	・食事・排泄・着替えを時と場合に応じて自分で判断して行える。(人間：場に応じた言動) …(略)
意思 交換	・やりたいことや思ったことを伝えることができる。(人間：意思表示) …(略)	・自分の意思を自分の表現方法で(言語表現態度や表情等)相手に伝えることができる。(人間：意思表示) …(略)	・必要な場面(困った時や分からない時等)で報告・質問ができる。(人間：意思表示) …(略)
	…(略)	…(略)	…(略)

※表中の括弧内はキャリア・プランニング・マトリックスの(4 領域：育てたい力)を示している。4 能力領域のうち人間関係形成能力は「人間」、情報活用能力は「情報」、将来設計能力は「将来」、意思決定能力は「意思」と記述した。

学部ごとにキャリア教育に関連した研究テーマを設け、「キャリアの発達段階表」をもとに指導内容を検討しながら授業を構成し、授業研究を行った。指導案の主な学習活動にキャリア教育の視点を明記し、授業の評価してほしいポイントに必ずキャリア教育の視点を1つ入れることにした。

小学部は「意思決定能力を育む授業づくり」をテーマに設定し、生活単元学習での動物や七夕飾り等の製作や調理、働く活動といった指導内容を通して、意思決定能力の領域に焦点を当てた研究を進めた。中学部は「中学部としての進路を考えた授業づくり」をテーマに設定し、作業学習の場面におけるキャリア教育の発達段階を取り入れた授業づくりに取り組んだ。高等部は「卒業後の生活を見据えたキャリア教育の視点を通した授業づくりー「職業」「家庭」「自立活動」において、生徒一人一人が生き生きと主体的に授業に参加できることを目指してー」をテーマに設定し、職業コース、作業コース、自立活動コースに分かれて授業研究を行った。それぞれのコースがキャリア教育発達段階表をもとに授業内容を見直すことで、系統性のある授業づくりに取り組んだ。

その結果、小学部では、製作や調理といった指導内容を通して自己選択や活動への集中力の向上、自己選択を指導すると同時に友だちに譲ったり、順番を守ったりする場面の設定も必要であること、働くことの意義を小学部段階から継続して指導していくことの重要性が明らかになった。また、小学部の生活単元学習においても、能力別にグループ分けして活動内容を構成する取組が有効であること、授業だけでなく学校や家庭の生活の中で自己選択する機会を設けることが大切であることが明らかになった。

中学部では、作業時の姿勢や身だしなみ、挨拶、返事、質問、報告の仕方、買ってもらえる製品を作るために必要な事柄を生徒自身に考えさせること等が重要な指導内容として明らかになった。また、挨拶、返事、質問、報告については、教師間で共通理解を図り指導を徹底する必要があることが指摘された。さらに、生徒の実態に合わせた作業内容の確認、新製品づくりのための工程表の掲示、作業効率、安全面を考慮した活動場所の設定といった面に関する配慮の重要性が明らかになった。

高等部では、作業コースの家庭科において将来の生活に結びつく内容を取り入れるようにし、実際の弁当作りを通して栄養バランスについて学んだり、バランスの良い献立を考えたりする授業を行った。その際、栄養バランスシートといった補助教材を使用することが、得られた情報を活用するための能力や自分の意思を決定する能力の向上に有効であった。しかし、学習したことを家庭生活でも実践できるようにしていくことが課題として挙げられた。

②高等部の類型化の効果と課題

ア．高等部の類型化の効果

前述の通り、多様な教育的ニーズに対応するために平成 22 年度より 3 類型の教育課程を編成した(表 3-6-1)。以下に類型化の効果についてまとめた。

職業コースでは、ビルメンテナンス、喫茶サービス、福祉、外国語等において外部講師の活用により専門性の高い授業が展開できたこと、体験学習の実施により 1 年生の 2 期から現場実習の実施が可能となったこと、喫茶サービスでは平成 23 年 1 月より校内喫茶「ポケット」の開店、ビルメンテナンスでは地域の小学校の清掃を開始するとともに、障害者技能競技大会茨城県予選において 1、2 位となり本選出場を果たし、現場実習先でも清掃に関して高い評価を受けるといった効果があった。

また、生徒から「福祉で車いすの介助の仕方を勉強したので、相手の気持ちに立って車いすを押すことができた。」「車いす介助や清掃をして、おばあちゃんから感謝されて嬉しかった。老人ホームで将来働きたいと思った。先輩のように、ヘルパー 2 級の免許を取りたい。」といった感想が聞かれた。

作業コースでは、校内実習の見直しを行い本物の体験のできる模擬工場を設けたこと等により、中度の知的障害のある生徒に応じた「働くこと」の実践的な指導ができるようになったこと、全国産業フェアの参加により作業製品の販売や PR ができ生徒の自信となったこと、家庭科の時間を設定したことで生徒の能力に応じた冷凍食品を使った調理や洗濯の学習等実践的にすぐに役立つ指導内容が展開できるようになったこと、学習対象の限定により指導内容や方法が明確になることで、自閉症の生徒の学習内容の理解や定着が進んだことが効果としてあげられた。

自立活動コースでは、重度の知的障害のある生徒、情緒不安定になりやすい生徒、自傷・多傷行為が頻繁にある生徒たちに、彼らのペースにあった時間割を設定し、担当職員の固定化を行うことで、問題行動が減少し落ち着いて学校生活を送れるようになった。

また、自立活動の内容を含め作業学習の検討を行ったこと、その結果「工房ビーズ」が誕生し、個に応じてビーズの大きさを変えて活動を行ったことで集中力や持続力が付き、主体的に 30 分程度は静かに作業を進められるようになった。

また、生徒の実態に合った時間の流れを作ったことで、日常生活の指導において一つ一

つの行動に達成感が持てるような支援ができるようになった。例えば着替えや清掃活動において一人で着替えやモップ掛けができるようになった生徒が増えてきた。係活動、委員会活動では、活躍の場が少なかった生徒が主体的に活動できることも見られた。また教員の固定化により、教員が生徒の行動をより深く読み取ることができるようになった。

高等部全体については、これまで軽度の生徒がいつもリーダーになっていたが、各コースで新しいリーダーになる生徒が出てきたこと、校外活動等でコースごとに多くの生徒の活躍の場ができたことが効果としてあげられた。

また、教員にとっても、類型化により一人一人の生徒に教師の目がより届くようになったこと、縦割りでの授業やコース会で学部全体としての情報交換ができるようになったこと、各コースのコンセプトが明確になったため就労、福祉等についての教師の専門性の向上につながったこと等の効果があった。

重度の生徒の保護者からは「コース制になり笑顔が多くなった。できることが増えた。」、軽度の生徒の保護者からは「子ども達が就労に向けていろいろな学習に頑張っていて嬉しく思う。」といった感想が聞かれた。また、「中学部でよくパニックをおこしていた生徒が自立活動コースの流れにはまって、とても落ち着いた。」という中学部職員からの感想も見られた。

高等部の類型化が他学部に及ぼした効果として、中学部の作業学習では自立活動コースで行っている作業内容を取り入れたり、中学部職員が高等部自立活動コースの職員に自立活動の教材・教具の相談やアドバイスを受けたりといった学部を超えての情報交換が見られた。また現在、中学部の作業学習は木工班、工芸班、家庭班の3編制で行っているが、重度の生徒のために自立活動的な内容の班を編成することの検討が始まった。

イ. 今後の課題

職業コースでは就労に向けて指導すべき内容がより明確になった反面、現在はスクールバスによる日課の制限等により教科等の時間数が足りないこと、作業コースでは生徒一人一人が主体的に取り組むことができ、更に製品の質を向上させることができる作業学習の内容、自立活動コースではコース内の指導内容や活動を生徒の実態に応じて整理し、小集団の活動であっても個に応じた目標や内容が更に明確にできるようにすることが挙げられた。

文献

国立特別支援教育総合研究所(2011)特別支援教育充実のためのキャリア教育ガイドブックーキャリア教育の視点による教育課程及び授業の改善、個別の教育支援計画に基づく支援の充実のためにー. ジアース社.

(猪子 秀太郎・大森 勝子)

第7節 各学部（小中高）間や部間のつながりのある教育課程編成の検討 —個別の指導計画の活用を通して—

（１）基本情報

学校名 岡山県立早島支援学校

所在地 〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島 4063

電話： 086-428-2131 FAX： 086-482-2130

HP アドレス： <http://www.hayasima.okayama-c.ed.jp/hayayo.htm>

障害種 病弱 肢体不自由

在籍児童生徒数（平成 23 年 5 月 1 日現在）

区 分	小学部	中学部	高等部	計
病弱部	1	10	16	27
派遣学級	4	5	9	18
肢体不自由部	52	28	33	113
訪問教育	9	3	1	13
計	66	46	59	171

全職員数 188 名

（２）教育課程の特色

①病弱部門と肢体不自由部門を併置する学校

本校は、昭和 49 年に隣接する国立岡山療養所（現独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター）の入院生を対象とした県下唯一の病弱養護学校として開校した。

その後、療養所内に重症心身障害児のための派遣学級が設置され、また、在宅訪問教育が開始された。平成 8 年、肢体不自由部門が併設され、病弱部・派遣学級・肢体不自由部・訪問教育を有する全国でも数少ない複合的な養護学校となり、平成 22 年度より校名が「早島支援学校」になった。

以下の部を設けている。

ア．病弱部

病気のために学校を欠席しがちな児童生徒が、南岡山医療センターに入院または自宅から通学し、病気を治しながら学習している。症状に応じた健康回復・安定、学習空白の補充など、個に応じた指導をしている。

イ．派遣学級

南岡山医療センター内の重症心身障害児（者）病棟に設置された学級。病院に教職員を派遣し、児童生徒一人一人の障害の状態や発達に合わせて、身体の健康や感覚・運動機能の改善、コミュニケーション能力の向上などを目指した指導をしている。

ウ．肢体不自由部

児童生徒は、自宅より保護者の送迎やスクールバスで通学している。一人一人の障害や発達に合わせた教科の学習、健康の管理や身体の動きの改善、コミュニケーション能力の向上をねらいとした自立活動の指導をしている。

エ. 訪問教育

障害のために通学が困難な児童生徒に対して、自宅や病院を訪問し、一人一人の障害の状態に合わせて、健康の保持や身体の動きの改善、コミュニケーション能力の向上をねらいとする自立活動を中心とした指導をしている。月1～2回学校での集団学習を行い、同学年の通学生と交流及び共同学習をしている。

②病弱部、肢体不自由部は3類型による教育課程を編成

病弱部と肢体不自由部は、1)小・中・高等学校の教科等を適用した課程（下学年の適用も含む）〔Ⅰ類型〕、2)特別支援学校(知的障害)の教科等を適用した課程〔Ⅱ類型〕、3)自立活動の指導を主として編成した課程〔Ⅲ類型〕の3類型による教育課程を編成している（派遣学級及び訪問教育は、自立活動の指導を主とした教育課程を編成している）。

児童生徒の実態を総合的に把握することに努め、Ⅱ類型、Ⅲ類型においては、発達段階を基本に障害の状態や特性を加味した「縦割り（異学年）の学習グループ」編制をし、一つの教育課程において数種の時間割編成をしている。

また、小・中学部のⅠ類型においては、対象となる児童生徒は減少傾向にある。そのため、児童生徒の多様な価値観や社会性の育成（児童生徒同士の学び合い）等の保障の観点から、可能な範囲で病弱部と肢体不自由部の合同授業も設定している。

病弱部、肢体不自由部それぞれで、主たる障害に関する内容を中心とした自立活動の時間における指導を行っている。

（３）教育課程に関する課題

①教育課程の編成における各学部間や部間におけるつながりの明確化

複数の部と学部を設置する学校として、学部間で系統性のある教育や部を越えて合同授業をするために、教育課程編成における「縦（小中高等部）」と「横（部）」のつながりを明確にすることが求められている。

②自立活動の指導と教科等の指導の関連を明確にした上での授業づくり

児童生徒の障害が重度・重複化、多様化してきている中で、自立活動の時間における指導と自立活動の視点を生かした各教科等の指導の充実が求められている。そのために、以下の二つの観点からの検討が課題である。

ア. 自立活動の指導に関する見直し

児童生徒各人の総合的な実態把握から目標と指導内容の設定を見直しする。健康の保持、姿勢や身体の動き、コミュニケーション等主たる障害に関する内容に特化せず、児童生徒の実態に基づいて26項目の内容を関連させて指導内容を設定することが必要である。そのために、個別の指導計画の自立活動部分の様式や作成方法を検討することが課題である。

イ. 個別の指導計画を生かした授業づくり

自立活動の時間における指導や自立活動の視点を生かした各教科等の指導の充実をめざすためには、個別の指導計画を活用して自立活動の時間における指導とグループ学習における教科等の指導との関連をより明確にすることが必要である。

（４）課題解決に向けての今年度の取組

全校的に効率よく検討を進めるために、教務部と研究部、自立活動部を中心としたワーキンググループ「授業力向上検討作業部会」を組織して取り組んでいる（平成 23 年 4 月より）。構成メンバーは、副校長、担当教頭、指導教諭、総括教務、研究主任、自立活動主任、コーディネーター代表とし、他に学部教務、学部自立活動係、研修主任等を必要に応じて招集することとした。

① 各学部（小中高）や部の教育課程編成方針の見直しとつながりの検討

ア．部ごとの教育課程編成の基本方針の整理

複数の部と学部を設置する学校として、一貫性・系統性のある教育課程編成をするためには、1)学部間・部間で接続性・関連性のある教育課程を編成していること、2)教職員が他学部・他部を含め全校の教育課程について十分に共通理解していることが大切である。そこで、はじめに各部における教育課程編成の基本方針と教育課程実施上の留意点について整理した。

イ．現在行っている各教科等の授業の見直しと検討

続いて、各部ごと小学部、中学部、高等部における 1)指導時間、2)指導形態（授業）、3)学習集団編制について見直し、学部間・部間の接続性と関連性を検討した。具体的には、各学部・各部の類型ごとに指導する教科と指導時間を見直し、つながりのあるものにした。また、Ⅱ・Ⅲ類型においては、各授業を構成している主な教科等（領域・教科）を試案として提示するとともに、授業名を学習している教科の内容が分かりやすく一貫性のあるものにした。その一例は、表 3-7-1（「図画工作（美術）」を主とした授業の名称）に示す通りである。

表 3-7-1 「図画工作（美術）」を主とした授業の名称

	病弱部			肢体不自由部			派遣学級	訪問教育
	Ⅰ類型	Ⅱ類型	Ⅲ類型	Ⅰ類型	Ⅱ類型	Ⅲ類型	Ⅲ類型	Ⅲ類型
小学部	図画工作	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる	図画工作	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる
中学部	美術	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる	美術	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる
高等部	美術	美術	美術	美術	美術	美術	ふれる・えがく・つくる	ふれる・えがく・つくる

②個別の指導計画を活用し、総合的な実態把握から自立活動の指導目標や指導内容を検討し、授業改善を図る

ア．個別の指導計画の見直し（自立活動の指導を生かす視点で）

自立活動の 6 区分 26 項目を関連づけながら、自立活動の指導目標や指導内容の設定をするために「自立活動の個別の指導計画（試案）」に沿って自立活動の指導を見直した。自立活動の「時間における指導」がある病弱部と肢体不自由部では、自立活動の指導目標（1 年間）を示した上で、「時間における指導」と「教育活動全体（各教科等での指導を含む）での指導」の指導内容の関連を整理し、分けて指導目標・指導内容を記入する様式とした。この指導計画を活用することで、一人一人の児童生徒の自立活動の視点を生かし

た授業実践の推進を明確にした。さらに、その一連の流れや考え方を整理できるような、教科等を含めた個別の指導計画全体の様式を検討し、平成 24 年度から活用する改訂版を作成した（資料 1）。

イ．自立活動の目標や指導内容を生かした授業実践

全校研究テーマ「生きる力を育てるために学び合う授業づくり―自立活動の視点を生かして―」のもと、各部での授業研究を推進した。6 月と 11 月に全校で研究・公開授業週間を設定し、授業公開（ビデオ公開を含む）を実施した。病弱部は、自立活動の時間における指導を、派遣学級、肢体不自由部、訪問教育は、教科等の授業を公開した。公開した授業数は、合計 22（病弱部 3、派遣学級 4、肢体不自由部 14、訪問教育 1）である。それぞれの授業公開では、対象児童生徒 1 名を取り上げ、学習指導案に対象児童生徒の「自立活動の個別の指導計画（試案）」を添付する、指定参観者（1 授業 5～10 名）は、授業中児童生徒の記録をとり、その記録に基づいて、反省会を行う、という内容で実施した。

ウ．実態把握や目標設定のあり方の検討

平成 24 年度に向けて自立活動の視点をより生かすことのできる個別の指導計画の様式を検討する中で、実態把握や目標設定で大切にする視点を整理した。個別の教育支援計画と関連づけ、個人の発達や行動の特徴、生育歴や将来の生活等含めて総合的に把握するために、「健康・身体」「学習活動」「社会生活」の三つの視点とすることとした。肢体不自由部や派遣学級は、発達や場面による行動の特徴を様々な側面からとらえることができるよう三つの視点の中にいくつかの観点を示すようにした。

エ．外部専門家を活用した校内研修

外部の専門家を活用して、各部の課題に応じた校内研修を実施した。講義、実技指導、授業場面を取り上げての指導、助言を受ける内容を全校で年間 50 回実施した。各部の研修で取り上げた主題を、表 3-7-2 に示した。

表 3-7-2 平成 23 年度各部で実施した校内研修の主題

病弱部	肢体不自由部	訪問教育	派遣学級
・発達障害のある子どもの支援 ・自立活動の指導の実際 ・病識の理解	・肢体不自由のある児童生徒への適切な支援 ・視覚障害のある児童生徒への適切な支援 ・聴覚障害のある児童生徒への適切な支援 ・摂食指導 ・自立活動の指導計画作成	・筋緊張のメカニズム ・音楽療法 ・装具等の製作について	・コミュニケーション能力の向上を目指した授業改善 ・身体の動きとポジショニング ・視機能評価 ・音楽療法

（５）取組の成果と今後の課題

教育課程の基本方針を整理・見直ししたことにより、学部間での各教科等の指導における接続性、部をわたっての関連性について一定の整理ができた。また、個別の指導計画の自立活動部分を含めて個別の指導計画を見直すことにより、児童生徒個々の実態やそれから考えられるニーズに応じた自立活動の指導目標の設定、時間における指導と教科等の指導における指導内容の整理をすることができた。さらに、授業研究により実践の深まりがみられた。外部専門家を活用した研修では、自立活動の指導に必要な知識や技能を高めることもできた。こうした一連の取組により、複数の部と学部のある本校が課題としていた各学部間と部間の一貫性と系統性の構築に向けての枠組みができた。

特に大きな成果は、研究や研修の取組により、教師が授業実践を振り返り、授業改善に役立てようとする意識や行動変容が見られ始めていることである。こうした動きが出てきたのは、「個別の指導計画を活用して系統的な指導を行っていくためには、各領域・教科の目標や内容を十分に理解した上で、児童生徒一人一人に適切な指導目標や指導内容を設定し、授業実践、評価、授業や個別の指導計画の改善をするというサイクルが重要である」ことを全校で共通理解できたことが大きいと考える。今後の課題としては、個別の指導計画を活用して授業改善を推進する中で、目標設定、支援・指導の方法、評価の妥当性を検討する仕組みを構築したい。

（長沼 俊夫・原田 敬子）

資料 1 個別の指導計画（案）

平成 24 年度 肢体不自由部個別の指導計画

氏名()

個別の指導計画（案）

B部○年度の学年（福祉：○G）氏名（○○ ○○）

作成者(窓口担当 姓名 前年度末は空欄)

1 実 態	発達により3種類の項立てあり。使用しやすい様式を使用する。	
健康・身体	乳児期後半～乳児期後半G [生活リズム] [採食] [排泄] [姿勢] [移動] [全身の使い方] [製作など] [その他]	乳児期後半～幼児期G [生活リズム] [採食] [排泄] [姿勢] [移動] [全身の使い方] [手の使い方] [製作など] [その他]
学 習	乳児期後半～幼児期G [見る] [聞く] [触覚] [全身の揺れ] [手の動き] [手の動き] [数量把握] [描画] [その他]	学齢期以降G [教科] [その他]
社 会 生 活	[大人との1対1のかかわりの中で] [1対1のかかわりに第3のものや場面・人を介在させて] [その他]	学齢期以降G [9, 10歳の飛躍的移行期まで] [13, 14歳の節目に向けて、あるいは超えて] [その他]
[読書等]		

標準検査等を行っている場合には、結果を記入する。

平成 24 年度 肢体不自由部個別の指導計画

氏名()

2 長期目標（3年後の姿）

個別の教育支援計画からコピーする。前年度末位置を作成するときには貼り付ける。

健康・身体	
学 習	
社 会 生 活	

3 短期目標

本人・保護者の願いや本人の様子から立てた「長期目標（3年後の姿）」をもとに、本人の実態を細かく読み取って、具体化し、年度内の目標を立てる。

健康・身体	評 価
学 習	評 価
社 会 生 活	評 価

短期目標、授業ごとの各周目標やその評価を受けて、総合的に評価する。

氏 名 (○ ○ ○ ○)

前期目標	題材等	支援と手立て	評価
ことば		前期目標 通知表と同じ様式	
自立活動 I			
特別活動			
日常生活			

氏 名 (○ ○ ○ ○)

後期目標	題材等	支援と手立て	評価
ことば		後期目標 通知表と同じ様式	
自立活動 I			
特別活動			

氏 名 (○ ○ ○ ○)

4 自立活動の指導目標

○優先する自立活動の指導目標

短期目標から自立活動の指導目標を記入。短期目標から抜き出す場合と、統合する場合とある。その年度の優先目標なので、数は2～3程度でよい。

○指導目標を達成するために必要な項目

1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 学習の促進	5 身体の動き	6 コミュニケーション
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に努めること。 (2) 精神の安定に努めること。 (3) 精神各部の状態の理解と生活管理に努めること。 (4) 服装・食事の準備と着脱に努めること。 (5) 身体各部の状態の理解と生活管理に努めること。 (6) 服装・食事の準備と着脱に努めること。	(1) 情緒の安定に努めること。 (2) 学習の理解と変化への対応に努めること。 (3) 学習による学習の達成に努めること。 (4) 学習による学習の達成に努めること。 (5) 学習による学習の達成に努めること。 (6) 学習による学習の達成に努めること。	(1) 他者との関わり合いの形成に努めること。 (2) 他者の感情や行動の理解に努めること。 (3) 自己の感情と行動の理解に努めること。 (4) 集団への参加の意欲に努めること。	(1) 所有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3) 感覚の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した問題の状況の把握に関すること。 (5) 感覚や行動の理解と活用に関すること。 (6) 感覚や行動の理解と活用に関すること。	(1) 姿勢・運動・動作の形成に関すること。 (2) 姿勢・運動・動作の形成に関すること。 (3) 姿勢・運動・動作の形成に関すること。 (4) 姿勢・運動・動作の形成に関すること。 (5) 姿勢・運動・動作の形成に関すること。 (6) 姿勢・運動・動作の形成に関すること。	(1) コミュニケーションの理解能力に関すること。 (2) 言語の理解と表現に関すること。 (3) 言語の理解と表現に関すること。 (4) 言語の理解と表現に関すること。 (5) 言語の理解と表現に関すること。 (6) 言語の理解と表現に関すること。

「自立活動の指導目標」と「時間における指導内容」を時間における指導の計画や実践に反映。

○選定された項目を関連付けた具体的な指導内容

具体的な指導内容	時間における指導の内容
	教育活動全体での指導（時間における指導を除く）
学習	

5 次年度への引き継ぎ事項

個別の教育支援計画や個別の指導計画（自立活動を含む）等を受けて、次年度へ引き継いでおくことを、その年度終了時に記入する。

第8節 知・肢併置校における教育課程の課題とその改善に向けた取組

(1) 基本情報

学校名 神奈川県立金沢養護学校

所在地 横浜市金沢区富岡東 2-6-1 電話:045-770-0456 FAX : 045-775-4121

HP アドレス : <http://www.kanazawa-sh.pen-kanagawa.ed.jp/>

<氷取沢分教室>

所在地 横浜市磯子区氷取沢町 938-2 県立氷取沢高等学校内

電話:045-778-1065 FAX : 045-778-1066

障害種 (平成 23 年 5 月 1 日現在)

	小学部児童数	中学部生徒数	高等部生徒数	合計
知的障害	64	49	105	218
肢体不自由	19	10	9	38
合計	83 (73)	58 (42)	113 (42)	256(157)

- () 内は重複障害児童生徒数
- 氷取沢分教室には知的障害高等部 1 年生 10 名在籍
- 教職員数 179 名 (氷取沢分教室担当 3 名を含む)

(2) 教育課程の特色

知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校として、平成 20 年 4 月に本格開校した。教育課程は部門ごとに以下のように編成している。

【肢体不自由教育部門】

準ずる教育 (Ⅰ類型)

知的障害教育代替 (Ⅱ類型)

自立活動を主とする教育課程 (Ⅲ類型)

【知的障害教育部門】

単一障害教育課程

重複障害教育課程

①知的障害教育部門高等部における社会人コース、職業人コースについて

社会人コースでは、「家庭生活」の力を育てることを中心に据え、併せて「働く力」や「余暇生活」の力も一緒に育てていくことを目指している。日常生活面、行動面、情緒面等で個別的な指導が必要となる課題も設定し、生徒それぞれにあったペースで学習に取り組んでいる。

職業人コースでは、「働く力」を育てることを中心に据え、併せて「家庭生活」「余暇生活」の力も一緒に育てていくことを目指している。ルールを守って仕事ができる力や、予期しない場面に対応できる力、集団生活に対応する力等を身につけることを大切と考え、環境設定を工夫して学習に取り組んでいる。

各コースは、指導グループを「単一障害」、「重複障害」の枠で捉えず、生徒の「教育的ニーズ」をもとに編成している。各コースにおいては、各教科等の年間授業時数を単一障害

教育課程、重複障害教育課程で編成している。

②高校内分教室の教育課程について

高校内分教室の教育課程は、本校の知的障害教育部門の単一障害教育課程をもとに編成している。

③「人とくらし」の授業について

本校知的障害教育部門の中学部・高等部（分教室を含む）においては、「社会」、「理科」、「職業・家庭（高等部は家庭）」の内容を、日課表上「人と暮らし」として表記して展開している。その学習内容は、「社会」、「理科」、「職業・家庭（高等部は家庭）」の内容を中心に構成し、身近な社会・自然との関わりについて、興味・関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てることのほか、今持っている力を応用する経験を通して「生きる力」を育むことをねらったものである。主な具体的な内容としては、社会生活（役所・病院等の公共施設の利用や交通ルールの学習等）、家庭生活（買い物、調理、掃除等）、自然と環境（植物の栽培等）等である。

④肢・知併置のメリットについて

ア．児童生徒の教育

教育課程編成及び教育活動上のメリットとして肢・知合同の授業が計画でき、多様な指導を展開する機会がある。

本校では児童生徒の成長、発達や障害の状態の変容に応じ、肢・知間の部門変更を行うことができる。就学時には肢体不自由教育部門に入学し、成長とともに、歩行が安定する等の状態の変容があり、知的障害教育部門に籍を変更し、教育的なニーズに、より応えられる環境での教育が展開できる。

イ．教員の連携

知的障害教育部門に在籍する児童生徒の中には、肢体不自由を併せ有する子どもがいる。逆に、肢体不自由を主たる障害とする児童生徒の中にも知的障害を併せ有する子どもたちがおり、両教育部門が連携し、互いの教育の専門性を発揮して、生徒の多様な障害に応じた教育を実施することができる。

ウ．地域センター機能

肢体不自由教育と知的障害教育の両部門が併置されていることで、多様な相談内容に対応でき、校内・外での支援方法に幅が生まれ、支援体制の充実を図ることができる。

近隣小・中学校特別支援学級・通常の学級等へ対しては、両部門だけでなく特別支援教育に関する情報提供や専門性を活かした指導法・環境設定へのアドバイスの他に、卒業後の進路を含めた長期的な視点を提供する等、有効な支援が可能となる。

エ．各部門の児童生徒の交流

肢体不自由・知的障害の両教育部門を併置しているメリットを活かすべく、様々な形で、児童生徒の交流が計画・実施している。

具体的には、高等部知的障害教育部門の音楽や美術等の授業に、肢体不自由教育部門の生徒が年間を通して参加する形態のほか、中学部・高等部生徒の部活動（月に2回程度）のように定期的に実施するものに加え、さらに、校内実習、学年交流会等、連続せずその時機を捉えて実施するものがある。事前に、配慮すべき事項を押さえて、交流の意図を両部門相互で確認しつつ、肢・知合同の授業を計画している。

（３）教育課程に関する課題

①知肢併置による教育課程編成及び実施上の課題

ア．２部門にそれぞれ３学部（小・中・高）があり、学部が計６つある。教育課程は、知的障害教育部門だけでも、高等部が２コース制のため、小・中・高で８つ、今年度より、高等学校の中に分教室が設置され、教育課程はさらに１つ増えたため、９つとなっている。それに伴い、事務量（作成する教育計画等）や運営上の複雑さ（調整する項目数・量）も増加した。

部門・学部間の共通理解を図るのに時間を要する場合がある。当該学部にとっては最善の計画であっても、他学部の理解・協力が必要となり、事前に打ち合わせを持つ等して、調整している。打ち合わせの会議数が多くなりがちである。

イ．肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒が、どちらの教育部門へ属した方がよいかについて検討が必要な場合には、入・転学前の校内就学指導委員会において検討している。当該児童生徒の教育的ニーズを踏まえた上で、教育環境としてどちらの部門がより適しているかを協議し、確認している。単一障害と重複障害の２つの教育課程がある部門・学部では、児童生徒の教育的ニーズとより合っているはどちらかという観点で検討したり、入・転学後、児童生徒の実態や状況が変化し、教育的ニーズが変容することもある。その検討が難しい場合もある。

ウ．児童生徒数が増加傾向にあり、学習グループの数が多くなり、教室が不足している。学校全体の行事や特別教室の使用で制約を受けることがある。日課表に基づいて、学校施設（体育館、音楽室、美術室、調理室、プール等）の使用割当を調整しているが複雑である。各部門・学部の日課表の区切り時刻も異なるため、調整作業が繁雑になり、特別教室の効率的な使用が難しいことも課題の一つであり、毎年度、授業開始・終了時刻のすりあわせを試みている。

エ．各部門による専門性や必要度の違いから、全体研修のテーマ等の設定に関して難しさがあり、学校として共有化を図りづらい面がある。部門ごとにテーマを設定し、別々の会場において、研究・研修会を実施することもある。

②障害種ごとの教育課程編成及び実施上の課題

ア．肢体不自由教育部門

準ずる教育（Ⅰ類型）を中学部において実施するには、各教科等に担当教員が必要である。しかし、本校肢体不自由教育部門の教員のみでは、各教科等の免許保有教員がそろわず、部門を越えて知的障害教育部門で該当免許保有教員の協力を得て、指導・評価等を展

開・実施している。年度初めに、両部門の日課表をもとに担当教員の調整を、部門・学部を越え全校的に行っていた。すでに両部門の指導体制が整いつつある中での調整には時間を要し、本格的な指導に入る時期が遅くなる傾向にあった。

イ．知的障害教育部門

高等部各コースの選択にあたっては、志願者本人、保護者とともに考えていく姿勢を持っているが、保護者が迷ったり、判断が難しいと感じたりするケースもあった。

また、教室数・広さ等、物理的な環境の制約から、学級及びグループ編成が難しくなる場合も考えられた。

開校当初は、学校見学会、入学者選抜日（前期は12月上旬）に、志願者本人・保護者を対象にコース制について説明し、1月下旬にコース希望票を提出することとしていた。3月上旬の入学説明会時までには所属コースを決定していたが、入学前のアセスメントや保護者との相談には、時間・回数に制約があり、入学後にコース変更検討の必要性が出てくるケースもあった。

（４）課題解決に向けての取組

①開校5年目を迎えての見直しの視点

教育課程については、小学部、中学部、高等部の指導が、系統的・発展的につながるよう、検証し改善していく必要があり、学部間だけでなく、学部内においても、各学年間のつながりがスムーズであることが必要である。また、児童生徒の教育的ニーズは、保護者や教員の願いと常に一致するとは限らない。教育的ニーズと保護者の願いが一致しない場合には、担任を中心に、保護者と面談を行い、児童生徒の教育的ニーズについて、改めて確認したり、指導の方向性について話し合いをしたりして、保護者の理解と協力を得られるように進めている。教育活動を展開する上では、とても大事な点であると押さえて取り組んでいる。

②知肢併置の教育課程編成のための校内組織、専門性、施設設備等の在り方

ア．校内組織

（３）①アで述べたように、教育課程の編成や見直しと併せて、具体的な日課表や特別教室使用割当について、部門・学部を越えて調整する必要があった。そこで、各部門・学部間の円滑な連絡・調整を行うための会として「総括、学部・コース長連絡会」を平成22年4月に正式に立ち上げ、開催することとした。そこでは、教育課程の見直し、日課表の検討、教室エリア・特別教室使用割当の調整等、次年度に向けての全校的な調整を行っている。このことで、日課表の始業・終業時刻のずれを最小限に抑え、特別教室等の効率的な使用を目指している。

イ．専門性

本校には、医療ケア等が必要な児童生徒も在籍しており、看護師の資格を有する教員が自立活動担当教諭として配置されている。同様に理学療法士（PT）、作業療法士（OT）の資格を有する教員も配置されている。専門職として活用し、指導の充実を図っている。

看護師は主に肢体不自由教育部門の教育活動を、教員と連携しつつ支える役割を担っている。今年度より、知的障害教育部門にも医療ケア等を必要とする児童が転入してきたので、両部門において、医療ケア等についての検討がなされることとなった。

P T・O Tも、その高い専門性をもって、担任をサポートする形でかかわっている。具体的には、朝の会・給食指導の場面等多くの機会を捉え、児童・生徒と接点を持ちつつ、指導に携わっている担任からの質問に答えたり、アドバイスしたりしている。

(4) ②アで述べたように、「総括、学部・コース長連絡会」では、限られた施設設備をより効果的に使用するための調整を行った。児童生徒数の増加に対応するため、限られた数の教室だけでなく、教室に面した廊下やプレイホールも、場合によっては学習の場として活用することを検討した。また、特別教室使用割当の調整時には、スムーズに交替できるようお互いが準備・片付けの時間も活動の時間に含めて、計画・実施しあうことを確認した。

③各部門の専門性の共有及び活用

平成 21～22 年度、全校で取り組んだ「キャリア教育」研究は、お互いの教育課程について、教員同士が学び合うよい機会となった。肢体不自由教育部門における「キャリア教育」のとらえ方と知的障害教育部門におけるそれとは、共通する基本的な考え方がある一方、異なる部分もあり、研究を進めていく中で、両部門の教員がお互いの教育課程や、教育活動の中で大切にしていることについて理解し、各部門の専門性を共有するよい機会となった。

今後は各部門の専門性を活用していく視点で、指導体制や合同の授業の在り方等に検討を加えていくことが必要である。

④職業教育の見直し

本校は、学校教育目標に「自立と社会参加」をかけた、「生きる力」を育む教育課程を編成し、開校した。その当初から目指してきた「金沢のキャリア教育」と、実際に取り組んできている「職業教育」との関連を見直していた。その流れに、平成21～22年度には、神奈川県からの委託を受け「キャリア教育」をテーマとした研究への取組が加わった。

研究の進め方として、(3) ①ウで述べたように、部門ごとに研究・研修を進めたが、年に数回、全校研究として、講演会・研修会・報告会等を開いた。このことによって、他部門・学部の研究の進捗状況、教育課程の内容等について、共通理解を深めることができた。これは次に述べるように「キャリア教育」というテーマに、両部門が共通の主題として取り組むことができたからである。

肢体不自由教育部門には、いわゆる重症心身障害の児童生徒も在籍している。こうした本校がキャリア教育研究に取り組む意味は、単に職業観・勤労観を育む知的障害教育におけるキャリア教育ではなく、重度重複そしていわゆる重症心身障害の児童生徒までもを含めた特別支援学校におけるキャリア教育はどうあるべきかを研究することにあつた。

すべての児童生徒が、支援を受けながら地域で将来自立し社会参加していけるようになるには、その基礎となる「生きる力」を、肢体不自由教育部門でも知的障害教育部門でも、小学部段階から意識していく必要があると考えた。

本校では2年間、キャリア教育をテーマに研究に取り組んできた。その中で、自立と社会参加のための「生きる力」を育てることこそがキャリア教育であると捉えた。「くらす（家庭生活）」「はたらく（職業生活）」「たのしむ（余暇生活）」のうち、あえて「働く」ことだけに限定しないライフキャリアの教育について研修を重ねながら、キャリア教育の視点を意識したり活用したりして、日々の授業を振り返り、課題を見出し、授業改善に努めてきた。

まだ、研究は緒についたばかりだが、重度・重複及びいわゆる重症心身障害の児童生徒をも含めた「特別支援学校におけるキャリア教育」について、全校で考えてきたことは、知的障害教育部門のキャリア教育においても役立つと考える。

⑤知的障害教育部門高等部コース分けの時期等

コース選択にあたり、保護者が迷ったり、判断が難しいと感じたりする場合は、十分な情報提供と相談の機会を設けて対応する方針である。

学校見学会、入学者選抜日（前期は12月上旬）に志願者本人・保護者を対象にコース制について説明し、コース制の主旨を促した上で、1月下旬にはコース希望票を提出し、3月上旬の入学説明会時までには所属コースを決定するが、それまでの間に必要に応じて、コース希望と教育的ニーズを確認するために、志願者及び保護者とも面談を実施することにした。この機会を活用し、保護者の願いを整理し、生徒自身の教育的ニーズに基づいた納得のいく選択となるように取り組んでいる。

また、成長、発達や障害の状態の変容のため、入学時と生徒の実態が変化する等し、コース変更を検討した方がよいケースもある。このような場合は、高等部1年生の学年末に、2・3学年次のコースについて保護者とともに検討し、再度学級編制を行うこともある。その際は、試行的に他コースの授業に参加したり、生徒との交流を図ったりして、より教育的ニーズに沿うよう工夫している。

（井上 昌士・麻薙 幹彦）

第9節 まとめ

第1節から第8節は、各研究協力機関における教育課程編成の実際に関する事例報告である。各校ごとに教育課程編成の特色、教育課程に関する課題、課題解決に向けての取組についてまとめたものである。これらの内容を踏まえて、研究協力機関における教育課程に関する課題について、概括的に以下の3点において整理した。

（1）指導内容の一貫性、系統性に関する課題と課題解決の取組

「将来の長期的な見通しをもった系統性のある教育課程編成と幼・小・中・高と一貫性のある教育体制の整備」（盛岡視覚支援学校）、「障害に配慮した一貫性を図るための、学部間連携と教員間の共通理解」（千葉聾学校）、「各学部間の教育課程上のつながり」、では「教育課程の編成における各学部間や部門間のつながりの明確化」（早島支援学校）等、学部間及び複数の障害部門を持つ学校では部門間の連携が課題として挙げられていた。

課題解決の取組としては、「教育課程検討委員会」等の組織を活用しての教員間の共通理解の徹底（盛岡視覚支援学校）、研究部との連携により学部間連携と一貫性を図る取組（千葉聾学校）、学部間での各教科等の指導内容の系統性の見直し（香川中部養護学校）等が行われていた。

（2）幼児児童生徒の実態の多様化への対応に関する課題と課題解決の取組

「習熟度グループ編成によるグループ数及び専門教科の教員数不足」（千葉聾学校）、「異なる疾患や学習履歴の違いによる教育課程の編成」（赤城養護学校）、「グループ別の指導及び高等部における教育課程の類型化」（香川中部養護学校）、「高等部における類型化の評価と改善」（協和養護学校）、「準ずる教育課程の実施に伴う各教科の担当教員の不足（肢体不自由部門）、高等部のコース分けの基準及びその指導内容」（金沢養護学校）等があった。知的障害特別支援学校や、知的障害部門をもつ学校では、高等部における教育課程の類型化に関する課題が共通して挙げられていた。

課題解決の取組としては、学部間、部門間の連携による担当教員の調整（千葉聾学校、金沢養護学校）、各類型における指導内容や指導体制等の改善及び効果の整理（香川中部養護学校、協和養護学校）等が行われていた。

（3）専門性の向上及び維持・継承に関する課題と課題解決の取組

「新学習指導要領の理念の共有化・指導力向上を図るための教員研修の充実」（盛岡視覚支援学校）「職員異動に伴う聴覚障害教育における専門性が維持・継承されにくくなる状況」（千葉聾学校）、「肢体不自由特別支援学校の自立活動の指導に関する見直し及び自立活動を主とする教育課程における教科の位置付けの明確化」（江戸川養護学校）、「自立活動の指導と教科等の指導の関連を明確にした上での授業作り」（早島支援学校）等、障害種別の専門性や、自立活動等特別支援学校における専門性に関する内容が課題として挙げられていた。課題解決の取組としては、新任者研修や専門性ごとの研修の計画的な実施（千葉聾学校）、外部専門家による専門性に関する知識・技能を習得するための講義や実技研修の実施（江戸川養護学校、早島支援学校）等、校内研修会の在り方の工夫や外部専門家の活用等が行われていた。

（井上 昌士）